

美 濃 加 茂 市 議 会
第 1 回 定 例 会 議 案

平 成 2 8 年 3 月 2 日

目

次

ページ

承第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度 美濃加茂市一般会計補正予算（第 6 号））———	1
議第 1 号	美濃加茂市職員の退職管理に関する条例について———	2 6
議第 2 号	美濃加茂市債権管理条例について———	2 8
議第 3 号	美濃加茂市いじめ防止対策推進条例について———	3 4
議第 4 号	美濃加茂市病児保育事業の実施に関する条例について—	3 8
議第 5 号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正す る法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につ いて———	4 3
議第 6 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例について———	4 7
議第 7 号	美濃加茂市職員の定数条例の一部を改正する条例につ いて———	6 2
議第 8 号	美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一 部を改正する条例について———	6 4
議第 9 号	美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手 当に関する条例の一部を改正する条例について———	6 8
議第 10 号	美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例について———	7 0
議第 11 号	美濃加茂市職員の給与に関する条例等の一部を改正す る条例について———	7 4
議第 12 号	美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一 部を改正する条例について———	8 6
議第 13 号	美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例について———	8 8
議第 14 号	美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設 備及び運営に関する基準を定める条例及び美濃加茂市 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備	

	及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係 る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例について———	9 4
議第 1 5 号	美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例に ついて———	1 4 4
議第 1 6 号	美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例及び美濃加茂 市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等 に関する条例についての一部を改正する条例について——	1 4 7
議第 1 7 号	平成 2 7 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 7 号）——	1 5 4
議第 1 8 号	平成 2 7 年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（ 第 2 号）———	2 0 1
議第 1 9 号	平成 2 7 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 4 号）———	2 1 5
議第 2 0 号	平成 2 7 年度美濃加茂市後期高齢者医療会計補正予算 （第 1 号）———	2 3 1
議第 2 1 号	平成 2 8 年度美濃加茂市一般会計予算———	2 4 1
議第 2 2 号	平成 2 8 年度美濃加茂市国民健康保険会計予算———	2 4 1
議第 2 3 号	平成 2 8 年度美濃加茂市介護保険会計予算———	2 4 1
議第 2 4 号	平成 2 8 年度美濃加茂市後期高齢者医療会計予算———	2 4 1
議第 2 5 号	平成 2 8 年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援 認定審査会会計予算———	2 4 1
議第 2 6 号	平成 2 8 年度美濃加茂市古井財産区会計予算———	2 4 1
議第 2 7 号	平成 2 8 年度美濃加茂市山之上財産区会計予算———	2 4 1
議第 2 8 号	平成 2 8 年度美濃加茂市水道事業会計予算———	2 4 1
議第 2 9 号	平成 2 8 年度美濃加茂市下水道事業会計予算———	2 4 1
議第 3 0 号	中濃地域農業共済事務組合規約の一部変更に関する協 議について———	2 4 2
議第 3 1 号	市道路線の廃止について———	2 4 3
議第 3 2 号	市道路線の認定について———	2 5 1
議第 3 3 号	美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について———	2 6 4
議第 3 4 号	美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について———	2 6 5

承第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、
平成 28 年 1 月 27 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定
によりこれを報告し、承認を求める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

平成 27 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 27 年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 104,503 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,857,134 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		2,192,190	24,400	2,216,590
	2 国庫補助金	549,608	24,400	574,008
18 繰入金		722,341	61,377	783,718
	2 特別会計繰入金	1	61,377	61,378
19 繰越金		552,057	△5,674	546,383
	1 繰越金	552,057	△5,674	546,383
21 市債		1,283,820	24,400	1,308,220
	1 市債	1,283,820	24,400	1,308,220
歳入合計		18,752,631	104,503	18,857,134

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		2,215,920	63,798	2,279,718
	1 総務管理費	1,743,096	63,798	1,806,894
7 土 木 費		2,074,312	40,705	2,115,017
	4 都市計画費	1,384,298	40,705	1,425,003
歳 出 合 計		18,752,631	104,503	18,857,134

第 2 表

繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費	1 総務管理費	情報セキュリティ事業	千円 63,798
7 土木費	4 都市計画費	かわまちづくり事業	31,000

第3表

地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
情報セキュリティ事業	千円 9,400	証書借入	年4.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその借入先と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 額	利 率	限 度 額	利 率
かわまちづくり事業	千円		千円	
	45,100	年4.0%以内	60,100	年4.0%以内

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歲出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
14		国庫支出金	2, 192, 190	24, 400	2, 216, 590
	2	国庫補助金	549, 608	24, 400	574, 008
	1	総務費国庫補助金	57, 579	9, 400	66, 979
	4	土木費国庫補助金	165, 290	15, 000	180, 290

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	9,400	1 情報セキュリティ強化対策費補助金
2 都市計画費補助金	15,000	1 社会資本整備総合交付金（かわまちづくり整備事業）

(款) 18 繰入金
(項) 2 特別会計繰入金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
18		繰入金	722,341	61,377	783,718
	2	特別会計繰入金	1	61,377	61,378
	1	介護保険会計繰入金	1	38,193	38,194
	2	国民健康保険会計繰入金	0	23,184	23,184

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 介護保険会計繰入金	38,193	1 介護保険会計繰入金
1 国民健康保険会計繰入金	23,184	1 国民健康保険会計繰入金

(款) 19 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰越金	552,057	△5,674	546,383
	1	繰越金	552,057	△5,674	546,383
		1 繰越金	552,057	△5,674	546,383

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	△5,674	1 前年度繰越金

(款) 21 市 債
(項) 1 市 債

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
21		市 債	1,283,820	24,400	1,308,220
	1	市 債	1,283,820	24,400	1,308,220
	2	土 木 債	165,120	15,000	180,120
	6	総 務 債	0	9,400	9,400

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 都市計画債	15,000	1 社会資本整備総合交付金事業（かわまちづくり整備事業）
1 総務管理債	9,400	1 情報セキュリティ強化対策事業

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		総 務 費	2,215,920	63,798	2,279,718	18,800	44,998
	1	総務管理費	1,743,096	63,798	1,806,894	18,800	44,998
	6	企 画 費	288,077	63,798	351,875	国庫支出金 9,400 市債 9,400	44,998

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
13 委 託 料	63,798	情報セキュリティ強化対策	情報セキュリティ事業 63,798

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
3			民 生 費	6,763,384	0	6,763,384	61,377	△61,377
	1		社会福祉費	3,443,573	0	3,443,573	61,377	△61,377
		1	社会福祉総務費	641,842	0	641,842	繰入金 23,184	△23,184
		3	老人福祉費	669,273	0	669,273	繰入金 38,193	△38,193

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		

(款) 7 土木費
(項) 4 都市計画費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
7			土 木 費	2,074,312	40,705	2,115,017	30,000	10,705
	4		都市計画費	1,384,298	40,705	1,425,003	30,000	10,705
		4	公 園 費	164,921	40,705	205,626	国庫支出金 15,000 市債 15,000	10,705

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
15 工事請負費	31,000	中之島公園整備工事	かわまちづくり整備事業 40,705
17 公有財産購入費	9,705	中之島公園用地購入	

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	7,344,200	6,558,151	408,220	841,511	6,124,860
(1) 総務	206,680	182,623	9,400	23,697	168,326
(2) 民生	176,015	136,612		40,055	96,557
(3) 衛生					
(4) 農林	628,915	520,536	6,200	87,154	439,582
(5) 商工	51,343	35,256		16,301	18,955
(6) 土木	3,814,204	3,512,777	180,120	465,744	3,227,153
(7) 消防	121,783	110,537	14,100	20,385	104,252
(8) 教育	2,345,260	2,059,810	198,400	188,175	2,070,035
2 災害復旧債					
(1) 補助災害					
(2) 単独災害					
3 その他	7,769,457	8,122,186	900,000	694,790	8,327,396
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	633,744	506,133		82,799	423,334
(3) 財源対策債等	810,945	667,205		138,390	528,815
(4) 臨時財政対策債	6,324,768	6,948,848	900,000	473,601	7,375,247
合 計	15,113,657	14,680,337	1,308,220	1,536,301	14,452,256

議第 1 号

美濃加茂市職員の退職管理に関する条例について

美濃加茂市職員の退職管理に関する条例を下記のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条の 2 第 8 項及び第 38 条の 6 第 2 項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第 2 条 法第 38 条の 2 第 1 項、第 4 項及び第 5 項の規定によるもののほか、再就職者（同条第 1 項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第 8 項の国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の 5 年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第 38 条の 2 第 1 項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第 8 項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第 1 項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の 5 年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後 2 年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第 3 条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第 38 条の 2 第 3 項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第 2 項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成１２年法律第５０号）第１０条第２項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後２年間、営利企業（法第３８条第１項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

議第 2 号

美濃加茂市債権管理条例について

美濃加茂市債権管理条例を下記のとおり制定する。

平成 2 8 年 3 月 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市債権管理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正を図り、もって市民負担の公平を確保し、及び円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 公債権 市の債権のうち、消滅時効が完成した場合に時効の援用を要することなく消滅する債権をいう。
- (3) 強制徴収公債権 公債権のうち、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (4) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。
- (5) 私債権 市の債権のうち、公債権以外の債権をいう。
- (6) 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。

(他の法令等との関係)

第 3 条 市の債権の管理については、法令、条例又はこれらに基づく規則（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 2 項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 1 0 条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第 4 条 市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）は、

法令、条例又はこれらに基づく規則の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

（管理台帳の整備）

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した管理台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）を整備しなければならない。ただし、市の債権の管理の便宜上、市長が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。

（徴収計画）

第6条 市長は、市の債権を計画的に徴収するため、毎年度徴収計画を策定しなければならない。

（債務者の生活再建に資する指導助言）

第7条 市長は、市の債権の管理に関する事務を遂行するに当たり、債務者が著しい生活困窮に陥っていることが判明した場合、債務者の生活再建に資するよう当該事務を通して適切な指導又は助言を行うものとする。

2 市長は、前項に定める指導又は助言を行うための関係部局の連絡調整体制を構築しなければならない。

（市内の情報共有）

第8条 市長は、市の債権について履行期限までに履行されない場合において、第10条から第16条までの規定又はこれらの規定に相当する法令若しくは他の条例の規定に基づく措置若しくは処分（以下この項において「措置等」という。）の判断に資すると認める限りにおいて、その措置等に係る債務者の当該市の債権以外の市の債権に係る滞納の有無（滞納がある場合は、その滞納している額を含む。）及び市長が行った措置等の情報を、同一の実施機関（美濃加茂市個人情報保護条例（平成11年美濃加茂市条例第21号）第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。）内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。

2 前項に規定する場合において、債務者の所在が明らかでないときは、市長は、当該市の債権以外の市の債権に関して保有する当該債務者の氏名、生年月日並びに住所、電話番号その他当該債務者との連絡に必要な情報を同一の実施機関内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。

3 市長は、前2項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。ただし、前2項の規定により、同一の実施機関内において利用し、若しくは他の実施機関に提供する場合又は法令若しくは他の条例に基づく場合は、この限りでない。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により利用し、又は提供を受けた情報を当

該市の債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利及び利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(督促)

第9条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令、条例又はこれらに基づく規則の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

第10条 市長は、非強制徴収債権について、前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第13条に規定する徴収停止の措置をとる場合、又は第14条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている非強制徴収債権（保証人の保証がある非強制徴収債権を含む。）については、当該非強制徴収債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある非強制徴収債権（次号に規定する措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- (3) 前2号に該当しない非強制徴収債権（第1号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第11条 市長は、市の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第14条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第12条 市長は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産開始手続の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、市長は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第13条 市長は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完

全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みがなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第14条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該非強制徴収債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

(4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

(5) 貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその当該債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る非強制徴収債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第15条 市長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期

の特約又は処分をした日) から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第 1 項第 5 号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る非強制徴収債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基いて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

3 前 2 項の免除をする場合については、議会の議決は、これを要しない。
(放棄)

第 16 条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の全部又は一部を放棄することができる。ただし、当該非強制徴収債権について、債務者と共に債務を負担する者その他弁済の責任を負うべき他の者があり、それらの者が次の各号のいずれにも該当しないときは、放棄することができない。

(1) 債務者が破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 204 条第 1 項その他の法令の規定により、当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。

(2) 当該非強制徴収債権（消滅時効について時効の援用を要しない非強制徴収債権を除く。）について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。ただし、債務者が消滅時効の援用をしない特別の理由がある場合は、この限りでない。

(3) 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の適用を受けている状態又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、かつ、相当の期間を経ても債務の弁済することができる見込みがないと認められるとき。

(4) 当該非強制徴収債権について第 13 条の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。

(5) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人の存在が明らかでない場合であって、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(6) 保証人の保証がある非強制徴収債権について、保証人が死亡したとき。

(7) 当該非強制徴収債権の存在につき法律上の争いがある場合において、市長が勝訴の見込みがないものと決定したとき。

2 市長は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議第 3 号

美濃加茂市いじめ防止対策推進条例について

美濃加茂市いじめ防止対策推進条例を下記のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市いじめ防止対策推進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、市、市立学校、保護者の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、市立学校、家庭及び地域が連携し、いじめをなくし、子どもたちが安心して生活し、及び健やかに成長することができる環境を整えるための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 市立学校 美濃加茂市小学校及び中学校の設置等に関する条例（昭和 40 年美濃加茂市条例第 9 号）第 1 条第 2 項及び第 3 項に規定する小学校及び中学校をいう。
- (4) 児童等 市立学校に在籍する児童及び生徒をいう。
- (5) 子ども 児童等その他これらの者と等しくいじめの防止等の対象と認めることが適当である者をいう。
- (6) 保護者 親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）その他子どもを現に監護する者をいう。

(基本理念)

第 3 条 市は、いじめがどの子どもも被害者にも加害者にもなりうるもので、全て

の子どもに関わる問題であるとの認識に立ち、子どもたちが安心して生活し、及び学ぶことができる環境を整え、並びに互いに尊重し合う社会を実現するため、市立学校、家庭、地域その他関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して、いじめの防止等のための対策を行わなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 子どもは、いかなることがあっても、いじめを行ってはならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市立学校の責務)

第6条 市立学校は、基本理念にのっとり、全ての教育活動を通して児童等がよりよい人間関係を形成するよう指導するとともに、自他の生命を尊重する心、人権感覚及び規範意識を育てなければならない。

2 市立学校は、児童等の実態把握に努めるとともに、いじめを受けていると思われるときは、その解決に向けて適切かつ迅速に対処するものとする。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、子どもの教育について第一義的な責任を有することを認識し、成長及び発達に応じて適切な支援を行うとともに、子どもの心情を理解しながら、子どもが心身ともに安心して過ごせるよう努めなければならない。

2 保護者は、いじめを正しく理解するとともに、子どもに対し、いじめは犯罪とされる行為が含まれ、いじめを受けた人の心に深い傷を永く残す絶対に許されない行為であることを十分理解させるよう努めなければならない。

(市民及び事業者の役割)

第8条 市民及び事業者（以下「市民等」という。）は、基本理念にのっとり、地域において子どもの見守り、声かけ等を行い、子どもが安心して過ごすことができる環境をつくるよう努めなければならない。

2 市民等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合は、関係機関等に情報を提供するよう努めなければならない。

(いじめ防止対策基本方針)

第9条 市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を基本方針として定めるものとする。

(美濃加茂市いじめ問題対策連絡協議会)

第10条 市は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第1

4 条第 1 項の規定に基づき美濃加茂市いじめ問題対策連絡協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項に関し、協議等を行うものとする。

- (1) いじめの防止等のための対策の推進に関すること。
- (2) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、いじめの防止等に必要な事項に関すること。

3 前項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市の規則で定める。

（美濃加茂市いじめ防止対策審議会）

第 1 1 条 第 9 条に規定する基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第 1 4 条第 3 項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、美濃加茂市いじめ防止対策審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) いじめの防止等のための対策及び方針の策定に関すること。
- (2) 法第 2 8 条第 1 項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に関する調査及び対応策に関すること。

3 審議会は、5 人以内の委員をもって組織し、委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命する。

4 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（美濃加茂市いじめ問題調査委員会）

第 1 2 条 法第 3 0 条第 2 項の規定に基づき、市長の附属機関として、美濃加茂市いじめ問題調査委員会（以下この条において「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会は、市長の諮問に応じ、教育委員会又は学校が行った法第 2 8 条第 1 項に規定する調査の結果について、法第 3 0 条第 2 項に規定する調査（以下この条において「再調査」という。）を行う。

3 調査委員会は、5 人以内の委員をもって組織し、委員は、学識経験を有する者、法律、医療に関する専門的な知識を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

4 調査委員会の委員の任期は、市長が任命したときから再調査が終了するときまでとする。

5 前 3 項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市の規則で定める。

（その他の学校への協力要請）

第13条 市は、市立学校以外の学校に対して、いじめの防止等に関し、この条例の趣旨に基づき、適正な措置を講ずるよう協力を要請することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市及び教育委員会の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年美濃加茂市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

美濃加茂市防犯活動推進協議会委員	美濃加茂市防犯活動推進条例(平成21年美濃加茂市条例第33号)	日額 5,500円(職務の時間が2時間未満の場合は、	美濃加茂市職員の旅費に関する条例に規定する一般職の職員の旅費に相当する額
みのかも定住自立圏構想共生ビジョン懇談会委員	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例	3,000円)	

」を

「

美濃加茂市防犯活動推進協議会委員	美濃加茂市防犯活動推進条例(平成21年美濃加茂市条例第33号)	日額 5,500円(職務の時間が2時間未満の場合は、	美濃加茂市職員の旅費に関する条例に規定する一般職の職員の旅費に相当する額
美濃加茂市いじめ防止対策審議会委員	美濃加茂市いじめ防止対策推進条例(平成28年美濃加茂市条例第 号)	3,000円)	
美濃加茂市いじめ問題調査委員会委員			
みのかも定住自立圏構想共生ビジョン懇談会委員	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例		

」に

改める。

議第4号

美濃加茂市病児保育事業の実施に関する条例について

美濃加茂市病児保育事業の実施に関する条例を下記のとおり制定する。

平成28年3月2日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

美濃加茂市病児保育事業の実施に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、保護者の子育て及び就労の両立を支援するとともに児童の健全な育成及び資質の向上に寄与するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第11号の規定により児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第13項の病児保育事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 生後2月から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 病児 疾病にかかっている児童のうち、疾病の回復期に至らず、集団保育が困難であり、かつ、保護者の労働その他の事由により家庭において保育を行うことが困難なものをいう。ただし、病状が急変する可能性が高いものを除く。
- (3) 病後児 疾病にかかっている児童のうち、疾病の回復期であり、集団保育が困難であり、かつ、保護者の労働その他の事由により家庭において保育を行うことが困難なものをいう。

(事業類型)

第3条 市は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 病児対応型 病児を病院、診療所、保育所等に附設された専用のスペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業
- (2) 病後児対応型 病後児を病院、診療所、保育所等に附設された専用のスペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業

(実施施設)

第4条 前条の事業を実施することができる施設（以下「実施施設」という。）は、次の各号に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 保育室並びに病児及び病後児（以下「病児等」という。）の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。
- (2) 調理室を有すること。この場合において、病児等の保育専用の調理室を設けるよう努めるものとし、専用の調理室を設けることができない場合は、本体施設の調理室と兼用することを妨げない。
- (3) 事故防止及び衛生面に配慮されている等、病児等の保育に適した場所とすること。
- (4) 病児等の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師を病児等おおむね10人につき1人以上配置するとともに、保育士を病児等おおむね3人につき1人以上配置すること。
- (5) その他市長が必要と認める基準を満たしていること。

（対象児童等）

第5条 事業の対象となる児童は、市内に住所を有する病児等とする。

2 事業を利用できる者は、前項に規定する対象児童の保護者とする。

（休業日）

第6条 事業を実施しない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（実施時間）

第7条 事業の実施時間は、午前8時から午後6時までとする。ただし、土曜日（前条第2号又は第3号に規定する休業日の場合を除く。）については、午前8時から午後5時までとする。

（利用日数）

第8条 事業の利用を希望する保護者（以下「利用希望者」という。）が事業を連続して利用できる日数は、1回につき休業日を除く7日以内とする。ただし、病児等の健康状態についての医師の判断及び利用希望者の状況により必要と認められる場合は、7日を超えて利用することができる。

（利用の登録）

第9条 利用希望者は、あらかじめ市長に申請し、利用の登録をしなければならない。ただし、市長が緊急その他やむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（登録の取消し）

第10条 市長は、事業を利用する病児等（以下「利用病児等」という。）又は前条の規定による登録をした者（以下「登録者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業の利用の登録を取り消すことができる。

- (1) 利用病児等が、第5条第1項に規定する対象児童でなくなったとき。
- (2) 登録者が、この条例に違反したとき。
- (3) 登録者が、管理上市長が必要と認めて行う指示に従わないとき。
- (4) 偽りその他不正な行為により事業の利用の登録を受けたことが明らかになったとき。

（利用手続）

第11条 登録者は、事業を利用するときは、あらかじめ市長に利用の申込みをしなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

（利用料）

第12条 市長は、利用病児等1人当たり日額2,000円の利用料を事業を利用する者（以下「利用者」という。）から徴収する。

2 利用者は、前項の利用料を市長が定める日（以下「納期限」という。）までに納付しなければならない。

3 第1項の規定により納付された利用料は、還付しないものとする。ただし、市長が災害その他特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（利用料の免除）

第13条 市長は、次の各号に掲げる世帯のいずれかに該当する世帯において、利用料を免除するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯
- (2) 市内に住所を有し、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が3人以上いる世帯

2 利用者は、前項に規定する免除を受けようとするときは、あらかじめ市長に申請しなければならない。

（督促及び延滞金の徴収）

第14条 利用料を納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 前項の規定により督促状を発したときは、督促手数料として1通につき100円を徴収する。

3 利用者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

4 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

5 第3項の延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

6 市長は、利用者が納期限までに利用料を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、第2項の督促手数料及び第3項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

(事業の委託)

第15条 市長は、事業の実施を委託することができる。

(実施施設の認定等)

第16条 前条の規定により事業の委託を受けようとする者は、あらかじめ市長に申請し、実施施設の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

3 実施施設の認定を受けた者は、認定内容に変更が生じたときは、その都度市長に申請し、変更の許可を受けなければならない。

4 前項に規定する申請を受けたときは、第2項の規定を準用する。

(認定の取消)

第17条 市長は、前条の規定により認定を受けた実施施設が第4条各号の基準に適合しなくなったとき又は市長が実施施設として不適格であると認めたときは、当該認定を取り消すものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第9条の規定による利用の登録、第16条の規定による認定の申請その他の準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

(延滞金の割合等の特例)

3 当分の間、第14条第3項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6

パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

議第 5 号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を下記のとおり制定する。

平成 2 8 年 3 月 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(この条例の目的) 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 4 条第 5 項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。 (給料表) 第 3 条 (略) 2 職員の職務は、<u>その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級により分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第 2 に定める級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で市の規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるもの</u>	(この条例の目的) 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 4 条第 6 項の規定に<u>基き</u>、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。 (給料表) 第 3 条 (略) 2 職員の職務はその複雑<u>と</u>困難及び責任の度<u>に基き</u>これを給料表に定める職務の級により分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は<u>別に市の規則で定める。</u>

とする。 (級等の決定) 第5条 (略) 2 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、<u>第3条第2項及び市</u>の規則で定める基準に従い決定する。 3・4 (略) <u>別表第2 (第3条関係)</u> 級別基準職務表 <table border="1"> <tr> <th>級</th><th>基準となる職務</th></tr> <tr> <td><u>1</u></td><td><u>定型的な業務を行う職務</u></td></tr> <tr> <td><u>2</u></td><td><u>主任の職務</u></td></tr> <tr> <td><u>3</u></td><td><u>主任主査の職務</u></td></tr> <tr> <td><u>4</u></td><td><u>係長の職務又は係長の職務に相当する職務</u></td></tr> <tr> <td><u>5</u></td><td><u>課長補佐の職務又は課長補佐の職務に相当する職務</u></td></tr> <tr> <td><u>6</u></td><td><u>課長の職務又は課長の職務に相当する職務</u></td></tr> <tr> <td><u>7</u></td><td><u>部長の職務又は部長の職務に相当する職務</u></td></tr> </table>	級	基準となる職務	<u>1</u>	<u>定型的な業務を行う職務</u>	<u>2</u>	<u>主任の職務</u>	<u>3</u>	<u>主任主査の職務</u>	<u>4</u>	<u>係長の職務又は係長の職務に相当する職務</u>	<u>5</u>	<u>課長補佐の職務又は課長補佐の職務に相当する職務</u>	<u>6</u>	<u>課長の職務又は課長の職務に相当する職務</u>	<u>7</u>	<u>部長の職務又は部長の職務に相当する職務</u>	(級等の決定) 第5条 (略) 2 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、市の規則で定める基準に従い決定する。 3・4 (略)
級	基準となる職務																
<u>1</u>	<u>定型的な業務を行う職務</u>																
<u>2</u>	<u>主任の職務</u>																
<u>3</u>	<u>主任主査の職務</u>																
<u>4</u>	<u>係長の職務又は係長の職務に相当する職務</u>																
<u>5</u>	<u>課長補佐の職務又は課長補佐の職務に相当する職務</u>																
<u>6</u>	<u>課長の職務又は課長の職務に相当する職務</u>																
<u>7</u>	<u>部長の職務又は部長の職務に相当する職務</u>																

(美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年美濃加茂市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(美濃加茂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 美濃加茂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成16年美濃加茂市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次の事項とする。 (1) (略) (2) <u>職員の人事評価の状況</u> (3) (略) (4) (略) (5) <u>職員の休業に関する状況</u> (6) (略) (7) (略) (8) <u>職員の退職管理の状況</u> (9) <u>職員の研修の状況</u> (10) (略) (11) (略)	(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次の事項とする。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) <u>職員の休業の状況</u> (5) (略) (6) (略) (7) <u>職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u> (8) (略) (9) (略)
---	---

(美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年美濃加茂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づく職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づく職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

議第 6 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を下記のとおり制定する。

平成 2 8 年 3 月 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(美濃加茂市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)
第 1 条 美濃加茂市固定資産評価審査委員会条例(昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 1
1 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(この条例の目的) 第 1 条 この条例は、 <u>地方税法</u> (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。)第 4 3 6 条の規定に <u>基づき</u> 、固定資産評価審査委員会(以下「委員会」という。)の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (委員長) 第 2 条 (略) 2 委員会は、 <u>委員のうちから委員長を選挙し</u> なければならない。 3 委員長は、 <u>この条例及び固定資産評価審査委員会</u> の定めるところによつてその職務を行う。 4 委員長に事故が <u>あるとき又は欠けたときは</u> 、委員長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。	(この条例の目的) 第 1 条 この条例は <u>地方税法</u> (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。)第 4 3 6 条の規定に <u>もとづき</u> 、固定資産評価審査委員会(以下「委員会」という。)の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (委員長) 第 2 条 (略) 2 委員会は <u>委員のうちから委員長を選挙し</u> なければならない。 3 委員長は <u>この条例および固定資産評価審査委員会</u> の定めるところによつてその職務を行う。 4 委員長に事故が <u>ある場合または、委員長が欠けた場合においては</u> 委員長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。

5 委員長の任期は、<u>1 年とする。ただし、再任することを妨げない。</u> (書記) 第 3 条 (略) 2 書記は、<u>市職員のうちから市長の同意を得て委員長が任命する。</u> 3 書記は、<u>委員長の指揮を受けて調書を作成し、及び委員会の庶務を処理する。</u> (審査の申出) 第 4 条 法第 4 3 2 条の規定による審査の申出は、<u>審査申出書正副 2 通を委員会に提出しなければならない。</u> 2 <u>審査申出書には、次に掲げる事項を記載し審査申出人がこれに署名押印しなければならない。</u> (1) <u>審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所</u> (2) <u>審査の申出に係る処分の内容</u> (3) <u>審査の申出の趣旨及び理由</u> (4) <u>口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</u> (5) <u>審査の申出の年月日</u> 3 <u>審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代</u>	5 委員長の任期は 1 年とする。<u>但し、再任することをさまたげない。</u> (書記) 第 3 条 (略) 2 書記は市職員のうちから市長<u>(職務執行者。以下「市長」という。)</u>の同意を得て委員長が任命する。 3 書記は委員長の指揮を受けて調書を作製し、及び委員会の庶務を処理する。 (審査の請求) 第 4 条 法第 4 3 2 条の規定による審査の請求は、<u>審査請求書正副 2 通を委員会に提出して、これをしなければならない。</u> 2 <u>審査請求書には次に掲げる事項を記載し請求者がこれに署名捺印しなければならない。</u> (1) <u>請求の年月日</u> (2) <u>請求者の住所、氏名及び生年月日(請求者が法人である場合においては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名)</u> (3) <u>請求者に法定代理人がある場合においてはその住所及び氏名</u> (4) <u>請求事項</u> (5) <u>請求事由</u> (6) <u>口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</u> 3 <u>審査請求書には、貸借対照表その他審査に関し必要な資料を添付することが出来る。</u>
--	--

理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。

4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。

5 審査申出人は、審査申出書（添付書類を含む。）の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失つたときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

（審査申出書の受理及び却下）

第5条 委員会は、審査申出書が提出された場合においては、速やかにその記載事項、提出期限その他の事項について調査しなければならない。

2 委員会は、前項の調査の結果、審査申出書がその提出期間内に提出されたものであり、かつ、適法な方式を備えているものである場合においては、これを受理しなければならない。

3 委員会は、第1項の調査の結果、審査申出書の記載事項に欠陥がある場合においては、5日以内の期間を定めて審査申出人にその欠陥を補正させなければならない。

4 請求者は、審査請求書の提出後その記載事項に変更を生じた場合においては、ただちに当該変更にかかる事項を委員会に届け出なければならない。

（審査請求書の受理及び却下）

第5条 委員会は審査請求書が提出された場合においてはすみやかにその記載事項、提出期限その他の事項について調査しなければならない。

2 委員会は前項の調査の結果、審査請求書がその提出期間内に提出されたものであり、かつ適法な方式を備えているものである場合においては、これを受理しなければならない。

3 委員会は第1項の調査の結果、審査請求書の記載事項に欠陥がある場合においては、5日以内の期間を定めて請求者にその欠陥を補正させなければならない。

4 委員会は前項の場合において請求者が所定の期間内に欠陥を補正しなかつたときは、審査請求書を却下しなければならない。

4 委員会は、<u>審査申出書</u>を受理した場合においては<u>その旨を市長に</u>、却下した場合においては<u>その旨を審査申出人にそれぞれ通知</u>しなければならない。	5 委員会は<u>審査請求書</u>を受理した場合においては<u>その旨を市長に</u>、却下した場合においては<u>その旨を請求者にそれぞれ通知</u>しなければならない。 (<u>審査請求の取下</u>) 第6条 <u>請求者は委員会が審査の決定を行うまでの間は、いつでも審査の請求の全部または一部を取り下げることができる。</u> 2 <u>審査請求の取り下げは、その旨を記載した文書を委員会に提出してこれをしなければならない。</u> (<u>審査の併合</u>) 第7条 委員会は、<u>に関連する事案にかかる数個の請求を併合して審査することを適当と認める場合においては、これを併合して審査することができる。</u> (<u>資料の提出</u>) 第8条 <u>請求者は審査の決定があるまでは、いつでも審査に関し必要な資料を提出することができる。</u>
(書面審理) 第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、<u>市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</u> 3 委員会は、弁明書の提出があつた場合においては、<u>審査申出人に対しその副本及び必要</u>	(書面審理) 第9条 委員会は、書面審理を行う場合においては<u>市長に対し審査請求書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</u> 2 委員会は、弁明書の提出があつた場合においては、<u>請求者に対しその副本及び必要と認</u>

と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。 4 <u>審査申出人</u>は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合においては、委員会が定めた期間内にこれを提出しなければならない。 5 <u>委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを市長に送付しなければならない。</u> (<u>審査申出人</u>の口頭による意見陳述) 第7条 委員会は、法第433条第2項ただし書の規定により<u>審査申出人</u>に口頭で意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、その日時及び場所を<u>審査申出人</u>に通知しなければならない。 2・3 (略) (口頭審理) 第8条 (略) 2 委員会は、口頭審理を行う場合においては、<u>その都度</u>口頭審理の日時及び場所を<u>審査申出人及び市長</u>に通知しなければならない。 3 委員会は、必要があると認める場合においては、<u>関係者相互</u>の対質を求めることができる。 4 委員会は、<u>関係者</u> (<u>審査申出人及び市長</u>を除く。) に対しその請求により口頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる。 5 前項の口述書には、次に<u>掲げる事項</u>を記載し、<u>提出者がこれに署名押印</u>しなければならない。 (1)～(3) (略)	める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。<u>ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。</u> 3 <u>請求者</u>は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合においては、委員会が定めた期間内にこれを提出しなければならない。 (<u>請求者</u>の口頭による意見陳述) 第10条 委員会は、法第433条第2項ただし書の規定により<u>請求者</u>に口頭で意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、その日時及び場所を<u>請求者</u>に通知しなければならない。 2・3 (略) (口頭審理) 第11条 (略) 2 委員会は、口頭審理を行う場合においては、<u>そのつど</u>、口頭審理の日時及び場所を<u>請求者及び市長</u>に通知しなければならない。 3 委員会は、必要があると認める場合においては<u>関係者相互</u>の対質を求めることができる。 4 委員会は<u>関係者</u> (<u>請求者及び市長</u>を除く。) に対しその請求により口頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる。 5 前項の口述書には、次に<u>かかげる事項</u>を記載し提出者がこれに<u>署名捺印</u>しなければならない。 (1)～(3) (略)
---	--

6 委員会は、<u>口頭審理を終了するに先立つて審査申出人に対して、意見を述べ、かつ、必要な資料を提出する機会を与えなければならない。</u> 7 (略) 8 前項の調書には、<u>次に掲げる事項を記載し、審理を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</u> (1)～(5) (略) (実地調査) 第9条 (略) 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印</u>しなければならない。 (1)～(4) (略) (議事についての調書) 第10条 書記は、前3条に規定するもののほか、<u>委員会の議事について調書を作成しなければならない。</u> 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印</u>しなければならない。 (1)～(4) (略) (決定書の作成) 第11条 委員会は、<u>審査の決定をする場合には、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書正副各1通を作成しなければならない。</u> (1) 主文 (2) 事案の概要 (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨 (4) 理由 2 法第433条第12項の通知は、<u>審査申出</u>	6 委員会は口頭審理を終了するに先だつて<u>請求者に対して、意見を述べかつ必要な資料を提出する機会を与えなければならない。</u> 7 (略) 8 前項の調書には次に<u>かかげる事項を記載し審理を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名捺印</u>しなければならない。 (1)～(5) (略) (実地調査) 第12条 (略) 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名捺印</u>しなければならない。 (1)～(4) (略) (議事についての調書) 第13条 書記は、前3条に規定するもののほか<u>委員会の議事について調書を作成しなければならない。</u> 2 前項の調書には、次に<u>かかげる事項を記載し議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名捺印</u>しなければならない。 (1)～(4) (略) (決定書の作成) 第14条 委員会は審査の決定をする場合には<u>決定書正副各1通を作成しなければならない。</u> 2 法第433条第12項の通知は<u>請求者に</u>
---	--

人に対しては前項の決定書の正本をもつて、市長に対してはその副本をもつて、これをしてしなければならない。 (審査の秩序維持) <u>第12条</u> 委員会は、<u>審査の進行を妨げる者</u>に対し、退席を求めることができる。 (関係者に対する費用の弁償) <u>第13条</u> 法第433条第7項の規定によつて関係者（<u>審査申出人</u>及び市長を除く。）に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して美濃加茂市職員の旅費に関する条例（昭和63年美濃加茂市条例第1号）の規定による旅費支給の例によつて旅費を支給するものとする。 (固定資産評価審査委員会規程への委任) <u>第14条</u> (略)	対しては、<u>前項の決定書の正本をもつて、市長に対してはその副本をもつて、これをしてしなければならない。</u> (審査の秩序維持) <u>第15条</u> 委員会は審査の進行を<u>さまたげる者</u>に対し、退席を求めることができる。 (関係者に対する費用の弁償) <u>第16条</u> 法第433条第7項の規定によつて関係者（<u>請求者</u>及び市長を除く。）に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して美濃加茂市職員の旅費に関する条例（昭和63年美濃加茂市条例第1号）の規定による旅費支給の例によつて旅費を支給するものとする。 (固定資産評価審査委員会規程への委任) <u>第17条</u> (略)
---	--

(美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和29年美濃加茂市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第20条 (略) 第20条の3 (略) 2・3 (略) 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）<u>第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 5～8 (略)	(期末手当) 第20条 (略) 第20条の3 (略) 2・3 (略) 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）<u>第14条第1項本文又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 5～8 (略)

(美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第3条 美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年美濃加茂市条例第1

6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(非常勤水防団員で非常勤消防団員である者に対する損害補償) 第25条 非常勤水防団員に対する水防法第6条の2の規定による損害補償は、当該非常勤水防団員が非常勤消防団員である場合にあっては、その者が所属する消防団が置かれている市が<u>行う</u>。 (<u>審査請求</u>) 第26条 市の<u>行う</u>非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>審査請求</u>をすることができる。	(非常勤水防団員で非常勤消防団員である者に対する損害補償) 第25条 非常勤水防団員に対する水防法第6条の2の規定による損害補償は、当該非常勤水防団員が非常勤消防団員である場合にあっては、その者が所属する消防団が置かれている市が<u>行なう</u>。 (<u>異議申立</u>) 第26条 市の<u>行なう</u>非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>異議申立</u>をすることができる。

(美濃加茂市行政手続条例の一部改正)

第4条 美濃加茂市行政手続条例(平成9年美濃加茂市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第5章までの規定は、適用しない。 (1)～(9) (略) (10) 審査請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導 (11) (略)	(適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第5章までの規定は、適用しない。 (1)～(9) (略) (10) 審査請求、<u>異議申立</u>てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、<u>決定</u>その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導 (11) (略)

(聴聞の主宰) 第 19 条 (略) 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。 (1)～(3) (略) (4) 前 3 号に規定する者であった者 (5)・(6) (略)	(聴聞の主宰) 第 19 条 (略) 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。 (1)～(3) (略) (4) 前 3 号に規定する者であった<u>ことのある</u>者 (5)・(6) (略)
--	--

(美濃加茂市情報公開条例の一部改正)

第 5 条 美濃加茂市情報公開条例(平成 11 年美濃加茂市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(公開しないことができる公文書) 第 6 条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公開しないことができる。 (1) (略) (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報は除く。 ア・イ (略) ウ 公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等という。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員並びに	(公開しないことができる公文書) 第 6 条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公開しないことができる。 (1) (略) (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報は除く。 ア・イ (略) ウ 公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等という。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員並

地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名に関する情報（公開することにより、当該公務員等の権利利益が著しく侵害されるおそれがあるものを除く。）

エ （略）

(3)～(7) （略）

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第11条の2 公文書の公開の請求について実施機関が行った決定又は公文書の公開の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査請求があった場合の手続）

第12条 実施機関は、公文書の公開の請求について実施機関が行った決定又は公文書の公開の請求に係る不作為に関し、審査請求があった場合は、次に掲げる場合を除き、遅滞なく美濃加茂市情報公開審査会に諮問し、その答申を経て当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（第三者から当該公文書の公開について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、法第9条第3項

びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名に関する情報（公開することにより、当該公務員等の権利利益が著しく侵害されるおそれがあるものを除く。）

エ （略）

(3)～(7) （略）

（不服申立てがあった場合の手続）

第12条 実施機関は、公文書の公開の請求について実施機関が行った決定に関し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあったときは、次に掲げる場合を除き、遅滞なく美濃加茂市情報公開審査会に諮問し、その答申を経て当該不服申立てに対する決定をしなければならない。

- (1) 不服申立てが明らかに不適法である場合
- (2) 公開しない旨の決定を取り消す場合

において読み替えて適用する法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(情報公開審査会)

第13条 前条に規定する諮問に応じて調査審議し、かつ、法第81条の規定により、その権限に属させられた事項を処理するための機関として美濃加茂市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 (略)

3 審査会は、委員7人以内をもってこれを組織する。

4 委員は、審査会の権限に属する事項に関し、識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

5 (略)

6 (略)

(審査会の調査権限)

第14条 審査会は、必要があると認めるときは、第12条第1項に規定する諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、公開請求に係る公文書の提出を求めることができる。この場合において、何人も審査会に対し、その提出された公文書の開示を求めることはできない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定に

(情報公開審査会)

第13条 前条に規定する諮問に応じて審査をするため、美濃加茂市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 (略)

3 審査会は、委員5人をもってこれを組織する。

4 委員は、情報公開に関し識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

5 (略)

6 審査会は、審査のため必要があると認めた場合には、不服申立人、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、資料の提出を求め、又は必要な調査をすることができる。

7 (略)

8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

よる求めがあったときは、これを拒むことはできない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、請求拒否の決定があった公文書又はその部分及び請求拒否の理由を分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 審査会は、第1項及び前項に定めるもののほか、諮問された事案（以下「事件」という。）に関し、審査請求人、参加人（法第13条第4項に規定する参加人をいう。）及び諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、参考人に陳述を求め、又は鑑定をさせ、その他必要な調査をすることができる。

（審査会における事件の取扱い）

第15条 審査請求人等は、審査会に対し、口頭による意見の陳述を求めることができる。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

3 審査会は、前条第3項若しくは第4項又は前項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

4 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（前条第1項に規定する公文書を除く。）の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定め

<u>る方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</u> <u>5 審査会は、第3項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> <u>6 前各項の規定により行われた処分については、審査請求をすることができない。</u> <u>7 審査会の審理は公開しない。ただし、答申の内容は公表するものとする。</u> <u>8 前2条及び前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u> (他の法令との調整等) <u>第16条</u> (略) (公文書検索資料の作成等) <u>第17条</u> (略) (指定管理者の情報公開) <u>第18条</u> (略) (実施状況の公表) <u>第19条</u> (略) (委任) <u>第20条</u> (略)	(他の法令との調整等) <u>第14条</u> (略) (公文書検索資料の作成等) <u>第15条</u> (略) (指定管理者の情報公開) <u>第16条</u> (略) (実施状況の公表) <u>第17条</u> (略) (委任) <u>第18条</u> (略)
--	---

(美濃加茂市個人情報保護条例の一部改正)

第6条 美濃加茂市個人情報保護条例（平成11年美濃加茂市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>（審理員による審理手続に関する規定の適</u>	

用除外)

第22条の2 自己情報の開示等の請求について実施機関が行った決定又は自己情報の開示等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査請求があった場合の手続）

第23条 実施機関は、自己情報の開示等の請求について実施機関が行った決定又は自己情報の開示等の請求に係る不作為に関し、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問し、その答申を経て当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の全部を開示することとする場合（個人情報の開示について第三者から反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の消去をすることとする場合

(5) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の目的外利用及び外部提供の停止をすることとする場合

(6) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定個人情報の利用停止をすることとする場合

（不服申立てがあった場合の手続）

第23条 実施機関は、自己情報の開示等の請求について実施機関が行った決定に関し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあったときは、当該不服申立てが明らかに不適法である場合を除き、遅滞なく審査会に諮問し、その答申を経て当該不服申立てに対する決定をしなければならない。

<u>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u> (個人情報保護審査会) 第24条 (略) 2 (略) 3 審査会は、委員<u>7人以内</u>をもってこれを組織する。 4～8 (略)	(個人情報保護審査会) 第24条 (略) 2 (略) 3 審査会は、委員<u>5人</u>をもってこれを組織する。 4～8 (略)
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条並びに第13条の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出については、なお、従前の例による。

議第 7 号

美濃加茂市職員の定数条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の定数条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市職員の定数条例の一部を改正する条例

美濃加茂市職員の定数条例（昭和 46 年美濃加茂市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条第 6 項、第 172 条第 3 項、第 191 条第 2 項及び第 200 条第 6 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 19 条及び第 31 条第 3 項、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）<u>第 26 条第 2 項</u>並びに地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の規定に基づき、それぞれの事務部局に勤務する一般職の職員（臨時若しくは非常勤の職員又は休職者を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。 （職員の定数） 第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1）（略） （2）市長の事務部局の職員 <u>339 人</u>	（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条第 6 項、第 172 条第 3 項、第 191 条第 2 項及び第 200 条第 6 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 19 条及び第 31 条第 3 項、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）<u>第 20 条第 2 項</u>並びに地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の規定に基づき、それぞれの事務部局に勤務する一般職の職員（臨時若しくは非常勤の職員又は休職者を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。 （職員の定数） 第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1）（略） （2）市長の事務部局の職員 <u>330 人</u>

(3)・(4) (略)	(3)・(4) (略)
(5) 教育委員会及び学校その他の教育機関 の職員 <u>16人</u>	(5) 教育委員会及び学校その他の教育機関 の職員 <u>30人</u>
(6) (略)	(6) (略)
(7) 公営企業の職員 <u>23人</u>	(7) 公営企業の職員 <u>18人</u>
合計 389人	合計 389人

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議第 8 号

美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年美濃加茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（週休日及び勤務時間の割振り） 第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。 2 （略） 3 <u>任命権者は、職員（市の規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが</u>	（週休日及び勤務時間の割振り） 第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。 2 （略）

公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、市の規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週を超えない範囲内で週を単位として市の規則で定める期間（次項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

4 任命権者は、次に掲げる職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、市の規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 子の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市の規則で定める者をいう。第16条第1項において同じ。）の介護をする職員であつて、市の規則で定めるもの

(2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として市の規則で定めるもの
(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項若しくは第4項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務をすることを命ずる必要がある場合には、市の規則に定める

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務をすることを命ずる必要がある場合には、市の規則に定めるところにより、

ところにより、第3条第2項から第4項まで又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち市の規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、市の規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、市の規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

（1）（略）

（2）小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子ある職員であって市の規則で定めるもの

2・3 （略）

（介護休暇）

第16条 介護休暇は、職員が配偶者等で負傷、疾病又は老齢により市の規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち市の規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、市の規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、市の規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

（1）（略）

（2）小学校に就学している子ある職員であって市の規則で定めるもの

2・3 （略）

（介護休暇）

第16条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市の規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により市の規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しな

2 (略)	いことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 (略)
-------	--------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を早出遅出勤務開始日とするこの条例による改正後の美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議第 9 号

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例について

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改
正する条例を下記のとおり制定する。

平成 2 8 年 3 月 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

(美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改
正)

第 1 条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭
和 4 2 年美濃加茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 8 7 . 5、1 2 月に支給する場合においては <u>1 0 0 分の 2 3 2 . 5</u> を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 2 3 号）の規定により期末手当を受ける職員（以	(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 8 7 . 5、1 2 月に支給する場合においては <u>1 0 0 分の 2 0 2 . 5</u> を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 2 3 号）の規定により期末手当を受ける職員（以

下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
-------------------------------------	-------------------------------------

(美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の202.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の217.5</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃加茂市条例第23号)の規定により期末手当を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の187.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の232.5</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃加茂市条例第23号)の規定により期末手当を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、平成27年12月1日から適用する。

議第 10 号

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 42 年美濃加茂市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（支給の方法） 第 3 条 日額により報酬の額を定められている<u>特別職の職員</u>の報酬の支給日は、その職務に従事した日とする。ただし、その日が美濃加茂市の休日を定める条例（平成元年美濃加茂市条例第 24 号）に規定する休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い市の休日でない日を支給日とすることができる。 2 （略） 3 月額により報酬の額を定められている<u>特別職の職員</u>の報酬は、月の初日以外の日に<u>その職に就いたときはその就任の日（選挙、選任又は任命の日をいう。）から、月の末日以外の日にその職を離れたときはその日まで、その月の現日数（任命権者がそ</u>	（支給の方法） 第 3 条 日額により報酬の額を定められている職員の報酬の支給日は、その職務に従事した日とする。ただし、その日が美濃加茂市の休日を定める条例（平成元年美濃加茂市条例第 24 号）に規定する休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い市の休日でない日を支給日とすることができる。 2 （略） 3 月額により報酬の額を定められている職員の報酬の支給の始期、終期及び支給方法は、<u>議会の議員の報酬の例による。</u>

の職について勤務時間を定めているときは、勤務時間が割り振られた日の日数をいう。)を基礎として日割りによって計算した額を支給する。

- 4 年額により報酬の額を定められている特別職の職員の報酬の支給の始期及び終期は年額を12で除して得た額をもつて月額による報酬の額を定められているものとした場合における議会の議員の報酬の例によるものとし、その支給方法は議会の議員の報酬の例による。ただし、支給日は別に市長が定める。

別表（第2条、第5条関係）

区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償
(略)			
子ども会育成指導委員	(略)		美濃加茂市職員の
保健衛生事業に伴う医師等 就学時健診 医師・歯科医師 看護師・歯科衛生士 校医手当	学校保健安全法 (昭和33年法律第66号)	時間額 13,000円(1人当たり166円を加算する。)	旅費に関する条例に規定する一般職の職員の旅費に相当する額
		(略)	

- 4 年額により報酬の額を定められている職員の報酬の支給の始期及び終期は年額を12で除して得た額をもつて月額による報酬の額を定められているものとした場合における議会の議員の報酬の例によるものとし、その支給方法は議会の議員の報酬の例による。ただし、支給日は別に市長が定める。

別表（第2条、第5条関係）

区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償
(略)			
子ども会育成指導委員	(略)		美濃加茂市職員の
保健衛生事業に伴う医師等 就学時健診 医師・歯科医師 看護師・歯科衛生士 校医手当	学校保健安全法 (昭和33年法律第66号)	時間額 13,000円(1人当たり162円を加算する。)	旅費に関する条例に規定する一般職の職員の旅費に相当する額
		(略)	

(医師・歯科医師)			(医師・歯科医師)		
30	年額 <u>15</u>		30	年額 <u>15</u>	
0人以下	<u>7,000</u>		0人以下	<u>6,000</u>	
の小中学校	円		の小中学校	円	
30	年額 <u>22</u>		30	年額 <u>22</u>	
1人以上	<u>5,000</u>		1人以上	<u>3,000</u>	
500人	円		500人	円	
以下の小中学校			以下の小中学校		
50	年額 <u>22</u>		50	年額 <u>22</u>	
1人以上	<u>5,000</u>		1人以上	<u>3,000</u>	
の小中学校	円(501		の小中学校	円(501	
校	人以上を超える1人当たり <u>86円</u>		校	人以上を超える1人当たり <u>85円</u>	
	を加算する。)			を加算する。)	
校医手当	年額 <u>11</u>		校医手当	年額 <u>11</u>	
(薬剤師)	<u>1,000</u>		(薬剤師)	<u>0,000</u>	
	円			円	
校医手当	時間額 1		校医手当	時間額 1	
(眼科医)	<u>3,000</u>		(眼科医)	<u>3,000</u>	
	円			円	
	(健診時には、			(健診時には、	
	1人当たり			1人当たり	
	<u>166円</u> を加算する。)			<u>162円</u> を加算する。)	
環境美化推進員	(略)		環境美化推進員	(略)	
(略)			(略)		
育児支援訪	(略)		育児支援訪	(略)	

問員		問員	
備考		備考	
1・2	(略)	1・2	(略)

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議第 1 1 号

美濃加茂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 2 8 年 3 月 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正)
第 1 条 美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 2 3 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給料表) 第 3 条 給料表は別表第 1 のとおりとする。 2 (略) (勤勉手当) 第 2 1 条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつて	(給料表) 第 3 条 給料表は別表のとおりとする。 2 (略) (勤勉手当) 第 2 1 条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつて

は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第7項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の75(特定管理職員にあつては、100分の95)、12月に支給する場合においては100分の85(特定管理職員にあつては、100分の105)を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35(特定管理職員にあつては、100分の45)、12月に支給する場合においては100分の40(特定管理職員にあつては、100分の50)を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附 則

- 10 附則第7項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合においては100分の1.125(特定管理職員にあつては、100分の1.425)、12月に支給する場合においては100分の1.275(特定管理職員にあつては、100分の1.575)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合においては100分の75(特定管理職員にあつては、100分の95)、12月に支給する場合においては100分の85(特定管理職員にあつては、100分の105)を乗じて得た額)

は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第7項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75(特定管理職員にあつては、100分の95)を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35(特定管理職員にあつては、100分の45)を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附 則

- 10 附則第7項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.125(特定管理職員にあつては、100分の1.425)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の75(特定管理職員にあつては、100分の95)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

の総額に相当する額を減じた額とする。	
--------------------	--

別表第 1（第 3 条関係）

給料表

（単位：円）

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	140, 100	190, 200	226, 400	259, 900	286, 200	317, 000	361, 300
	2	141, 200	192, 000	228, 000	261, 900	288, 400	319, 200	363, 900
	3	142, 400	193, 800	229, 500	263, 700	290, 700	321, 500	366, 400
	4	143, 500	195, 600	231, 100	265, 800	292, 900	323, 700	369, 000
	5	144, 600	197, 200	232, 600	267, 700	294, 900	326, 000	371, 100
	6	145, 700	199, 000	234, 300	269, 600	297, 200	328, 000	373, 600
	7	146, 800	200, 800	235, 800	271, 600	299, 500	330, 200	375, 900
	8	147, 900	202, 600	237, 400	273, 700	301, 800	332, 400	378, 400
	9	149, 000	204, 300	238, 900	275, 800	303, 900	334, 500	380, 900
	10	150, 400	206, 100	240, 400	277, 800	306, 200	336, 700	383, 600
	11	151, 700	207, 900	242, 000	279, 900	308, 400	338, 800	386, 200
	12	153, 000	209, 700	243, 500	282, 000	310, 700	341, 000	388, 900
	13	154, 300	211, 100	245, 000	284, 000	312, 900	343, 000	391, 300
	14	155, 800	212, 900	246, 500	286, 100	315, 000	345, 000	393, 600
	15	157, 300	214, 600	247, 900	288, 100	317, 200	347, 100	395, 800
	16	158, 900	216, 400	249, 300	290, 200	319, 300	349, 100	398, 200
	17	160, 200	218, 100	250, 800	292, 200	321, 400	351, 000	400, 000
	18	161, 700	219, 800	252, 600	294, 200	323, 400	353, 000	402, 000
	19	163, 200	221, 400	254, 300	296, 300	325, 500	354, 800	403, 900
	20	164, 700	223, 000	256, 100	298, 300	327, 500	356, 700	405, 700
	21	166, 100	224, 500	257, 800	300, 400	329, 500	358, 700	407, 600
	22	168, 800	226, 200	259, 600	302, 500	331, 600	360, 600	409, 400
	23	171, 400	227, 800	261, 400	304, 500	333, 600	362, 600	411, 200
	24	174, 000	229, 400	263, 100	306, 600	335, 700	364, 500	413, 100
	25	176, 700	230, 800	265, 100	308, 400	337, 300	366, 500	414, 900
	26	178, 400	232, 300	267, 000	310, 500	339, 200	368, 400	416, 400

	27	180, 100	233, 800	268, 800	312, 600	341, 100	370, 400	417, 900
	28	181, 800	235, 100	270, 700	314, 600	343, 000	372, 400	419, 500
	29	183, 300	236, 400	272, 400	316, 600	344, 700	373, 900	421, 100
	30	185, 100	237, 600	274, 300	318, 600	346, 600	375, 700	422, 400
	31	186, 900	238, 700	276, 200	320, 700	348, 500	377, 500	423, 700
	32	188, 600	239, 900	278, 000	322, 800	350, 300	379, 100	424, 900
	33	190, 200	241, 200	279, 700	324, 300	352, 200	380, 900	426, 100
	34	191, 700	242, 500	281, 600	326, 300	354, 000	382, 300	427, 400
	35	193, 200	243, 700	283, 400	328, 200	355, 800	383, 800	428, 700
	36	194, 700	245, 000	285, 300	330, 300	357, 500	385, 400	429, 900
	37	196, 000	246, 000	287, 000	332, 200	358, 900	386, 800	431, 100
	38	197, 300	247, 400	288, 700	334, 100	360, 200	388, 000	431, 900
	39	198, 600	248, 900	290, 500	336, 100	361, 600	389, 200	432, 700
	40	199, 900	250, 400	292, 300	338, 000	363, 000	390, 300	433, 500
	41	201, 200	251, 800	294, 000	339, 900	364, 300	391, 400	434, 100
	42	202, 500	253, 200	295, 700	341, 800	365, 200	392, 600	434, 800
	43	203, 800	254, 600	297, 400	343, 600	366, 300	393, 800	435, 500
	44	205, 100	256, 000	299, 000	345, 500	367, 400	394, 900	436, 200
	45	206, 300	257, 200	300, 700	347, 000	368, 200	395, 600	437, 000
	46	207, 600	258, 500	302, 400	348, 400	369, 100	396, 300	437, 800
	47	208, 900	259, 900	304, 000	349, 900	370, 000	397, 000	438, 200
	48	210, 200	261, 300	305, 700	351, 400	370, 900	397, 700	438, 900
	49	211, 300	262, 600	306, 900	353, 000	371, 800	398, 300	439, 400
	50	212, 400	263, 700	308, 400	353, 800	372, 600	398, 900	439, 800
	51	213, 400	265, 000	309, 900	355, 000	373, 400	399, 400	440, 200
	52	214, 500	266, 300	311, 500	356, 000	374, 200	399, 800	440, 600
	53	215, 600	267, 400	313, 100	356, 900	374, 900	400, 200	441, 000
	54	216, 600	268, 500	314, 700	358, 000	375, 600	400, 500	441, 400
	55	217, 500	269, 800	316, 300	358, 900	376, 300	400, 800	441, 800
	56	218, 500	271, 100	317, 800	360, 000	377, 000	401, 100	442, 100
	57	219, 200	272, 200	319, 300	360, 900	377, 500	401, 400	442, 400
	58	220, 100	273, 200	320, 500	361, 600	378, 100	401, 700	442, 800
	59	221, 000	274, 300	321, 700	362, 300	378, 700	402, 000	443, 100
	60	221, 900	275, 400	322, 900	363, 000	379, 400	402, 300	443, 400
	61	222, 600	276, 600	323, 600	363, 400	379, 800	402, 600	443, 700
	62	223, 600	277, 600	324, 500	364, 000	380, 500	402, 900	0

	63	224, 500	278, 500	325, 300	364, 700	381, 100	403, 200	0
	64	225, 400	279, 500	326, 100	365, 400	381, 700	403, 500	0
	65	226, 100	280, 300	327, 000	365, 700	382, 100	403, 800	0
	66	227, 000	281, 200	327, 400	366, 400	382, 700	404, 100	0
	67	227, 900	281, 900	328, 100	367, 100	383, 300	404, 400	0
	68	229, 000	282, 800	328, 900	367, 800	383, 900	404, 700	0
	69	229, 800	283, 800	329, 700	368, 100	384, 300	404, 900	0
	70	230, 500	284, 600	330, 400	368, 700	384, 800	405, 200	0
	71	231, 200	285, 400	331, 100	369, 400	385, 300	405, 500	0
	72	232, 000	286, 200	331, 800	370, 000	385, 900	405, 800	0
	73	232, 800	287, 000	332, 300	370, 300	386, 200	406, 000	0
	74	233, 500	287, 500	332, 900	370, 900	386, 600	406, 300	0
	75	234, 200	287, 900	333, 400	371, 600	387, 000	406, 600	0
	76	234, 900	288, 400	334, 000	372, 200	387, 400	406, 800	0
	77	235, 600	288, 500	334, 300	372, 600	387, 700	407, 000	0
	78	236, 400	288, 900	334, 800	373, 100	388, 000	407, 300	0
	79	237, 200	289, 100	335, 200	373, 700	388, 300	407, 600	0
	80	238, 000	289, 500	335, 700	374, 200	388, 600	407, 800	0
	81	238, 700	289, 700	336, 100	374, 700	388, 800	408, 000	0
	82	239, 400	289, 900	336, 600	375, 300	389, 100	408, 300	0
	83	240, 100	290, 300	337, 100	375, 800	389, 400	408, 600	0
	84	240, 800	290, 600	337, 600	376, 100	389, 600	408, 800	0
	85	241, 500	290, 900	337, 900	376, 500	389, 800	409, 000	0
	86	242, 200	291, 200	338, 300	377, 000	390, 100	0	0
	87	242, 900	291, 500	338, 800	377, 400	390, 400	0	0
	88	243, 600	291, 900	339, 200	377, 800	390, 600	0	0
	89	244, 300	292, 200	339, 500	378, 200	390, 800	0	0
	90	244, 800	292, 600	339, 900	378, 700	391, 100	0	0
	91	245, 300	292, 900	340, 400	379, 100	391, 400	0	0
	92	245, 800	293, 300	340, 800	379, 500	391, 600	0	0
	93	246, 100	293, 400	341, 000	379, 800	391, 800	0	0
	94	0	293, 600	341, 400	0	0	0	0
	95	0	294, 000	341, 900	0	0	0	0
	96	0	294, 400	342, 300	0	0	0	0
	97	0	294, 600	342, 400	0	0	0	0
	98	0	294, 900	342, 900	0	0	0	0

	99	0	295, 300	343, 300	0	0	0	0
	100	0	295, 700	343, 600	0	0	0	0
	101	0	295, 900	343, 900	0	0	0	0
	102	0	296, 200	344, 300	0	0	0	0
	103	0	296, 600	344, 700	0	0	0	0
	104	0	296, 900	345, 100	0	0	0	0
	105	0	297, 100	345, 600	0	0	0	0
	106	0	297, 400	346, 000	0	0	0	0
	107	0	297, 800	346, 400	0	0	0	0
	108	0	298, 100	346, 800	0	0	0	0
	109	0	298, 300	347, 300	0	0	0	0
	110	0	298, 700	347, 700	0	0	0	0
	111	0	299, 100	348, 000	0	0	0	0
	112	0	299, 400	348, 300	0	0	0	0
	113	0	299, 500	348, 800	0	0	0	0
	114	0	299, 800	0	0	0	0	0
	115	0	300, 100	0	0	0	0	0
	116	0	300, 500	0	0	0	0	0
	117	0	300, 700	0	0	0	0	0
	118	0	300, 900	0	0	0	0	0
	119	0	301, 200	0	0	0	0	0
	120	0	301, 500	0	0	0	0	0
	121	0	301, 900	0	0	0	0	0
	122	0	302, 100	0	0	0	0	0
	123	0	302, 400	0	0	0	0	0
	124	0	302, 700	0	0	0	0	0
	125	0	303, 000	0	0	0	0	0
再任用職員		186, 500	214, 000	254, 000	273, 400	288, 500	313, 900	355, 600

(美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給料の支給)	(給料の支給)

第8条 新たに職員となつた者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した公務員が即日職員となつたときは、その翌日から支給する。

2～4 (略)

5 第1項、第2項又は前項の規定により給料を支給する場合であつて給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(時間外勤務手当)

第15条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定に関わらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項、第3項、第4項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(市の規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第18条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市の規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務

第8条 新らたに職員となつた者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。但し、離職した公務員が即日職員となつたときは、その翌日から支給する。

2～4 (略)

5 第1項、第2項又は前項の規定により給料を支給する場合であつて給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときはその給与期間の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(時間外勤務手当)

第15条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定に関わらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(市の規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第18条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市の規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務

(勤務時間条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市の規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5・6 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務時間条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職

(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市の規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5・6 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職

員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第7項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の80（特定管理職員にあつては、100分の100）を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5（特定管理職員にあつては、100分の47.5）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

附 則

- 10 附則第7項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2（特定管理職員にあつては、100分の1.5）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の80（特定管理職員にあつては、100分の100）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第7項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の75（特定管理職員にあつては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35（特定管理職員にあつては、100分の45）、12月に支給する場合においては100分の40（特定管理職員にあつては、100分の50）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

附 則

- 10 附則第7項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合においては100分の1.125（特定管理職員にあつては、100分の1.425）、12月に支給する場合においては100分の1.275（特定管理職員にあつては、100分の1.575）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合においては100分の75（特定管理職員にあつては、100分の95）、12月に支給する場合に

	においては<u>100分の85</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。
--	--

（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年美濃加茂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																												
（給与条例の適用除外等） 第9条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年美濃加茂市条例第2号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。 別表（第7条関係） 特定任期付職員給料表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>371,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>419,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>471,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>532,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>607,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>709,000</u></td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	<u>371,000</u>	2	<u>419,000</u>	3	<u>471,000</u>	4	<u>532,000</u>	5	<u>607,000</u>	6	<u>709,000</u>	（給与条例の適用除外等） 第9条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年美濃加茂市条例第2号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「<u>、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。 別表（第7条関係） 特定任期付職員給料表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>370,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>418,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>470,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>531,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>606,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>708,000</u></td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	<u>370,000</u>	2	<u>418,000</u>	3	<u>470,000</u>	4	<u>531,000</u>	5	<u>606,000</u>	6	<u>708,000</u>
号給	給料月額（円）																												
1	<u>371,000</u>																												
2	<u>419,000</u>																												
3	<u>471,000</u>																												
4	<u>532,000</u>																												
5	<u>607,000</u>																												
6	<u>709,000</u>																												
号給	給料月額（円）																												
1	<u>370,000</u>																												
2	<u>418,000</u>																												
3	<u>470,000</u>																												
4	<u>531,000</u>																												
5	<u>606,000</u>																												
6	<u>708,000</u>																												

（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員(美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年美濃加茂市条例第2号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。)」と、給与条例第20条第2項中「<u>、6月に支給する場合においては100分122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。	第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員(美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年美濃加茂市条例第2号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。)」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分122.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の美濃加茂市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(美濃加茂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年美濃加茂市条例第34号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第7項の規定に基づいて支給された給与を含む。)、第3条の規定による改正前の美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与(平成26年改正条例附則第7項の規定に基づいて支給された給与を含む。)は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第7項の規定による給与を含む。)又は改正後の任期付職員条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第7項の規定による給与を含む。)の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定

める。

議第 1 2 号

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記
のとおり制定する。

平成 2 8 年 3 月 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例(昭和 4 1 年美濃加茂市
条例第 2 1 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 8 7. 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 3 2. 5 を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 8 7. 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 0 2. 5 を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

(美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を別表第 2 のよ
うに改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の202.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の217.5</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の187.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の232.5</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定は、平成27年12月1日から適用する。

議第 13 号

美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成 9 年美濃加茂市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(入居者の資格)	(入居者の資格)
第 6 条 (略)	第 6 条 (略)
第 6 条の 2 (略)	第 6 条の 2 (略)
第 6 条の 3 第 6 条第 2 号から第 5 号までに規定する条件を具備する次に掲げる者(心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者(以下この条において「常時介護者」という。)を除く。)は、同条第 1 号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合であっても、市営住宅に入居することができる。	第 6 条の 3 第 6 条第 2 号から第 5 号までに規定する条件を具備する次に掲げる者(心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者(以下この条において「常時介護者」という。)を除く。)は、同条第 1 号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合であっても、市営住宅に入居することができる。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び	(4) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び

に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(5) (略)

2 (略)

(入居者の選考)

第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号の一に該当する者のうちから行う。

(1)～(3) (略)

(4) 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者（自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く。）

2 市長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。ただし、次に掲げる世帯の優先的入居を考慮することができる。

(1) 20歳未満の子を扶養している所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号に規定する寡婦（同号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者を含む。）又は同項第31号に規定する寡夫（同号中

永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(5) (略)

2 (略)

(入居者の選考)

第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号の一に該当する者のうちから行う。

(1)～(3) (略)

(4) 正当な事由による立退の要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者（自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く。）

2 市長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。ただし、次に掲げる世帯の優先的入居を考慮することができる。

(1) 20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫世帯

「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者を含む。）
の属する世帯

(2)～(6) (略)

3・4 (略)

5 第2項及び第3項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽せんにより入居者を決定する。

(住宅入居の手続)

第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人2人の連署する契約書を提出すること。

(2) (略)

2 (略)

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による契約書に連帯保証人2人の連署を必要としないこととすることができる。

4～6 (略)

(同居の承認)

第12条 (略)

2 (略)

3 前項に規定するもののほか、第1項の承認をする場合の基準その他必要な事項については、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第10

(2)～(6) (略)

3・4 (略)

5 第2項及び第3項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。

(住宅入居の手続)

第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人2人の連署する請書を提出すること。

(2) (略)

2 (略)

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人2人の連署を必要としないこととすることができる。

4～6 (略)

(同居の承認)

第12条 (略)

2 (略)

3 前項に規定するもののほか、第1項の承認をする場合の基準その他必要な事項については、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第10条の規定に定めるものの

条の規定に定めるもののほか、規則で定める。 (入居の承継) 第13条 (略) 2 (略) 3 前項に規定するもののほか、第1項の承認をする場合の基準その他必要な事項については、<u>省令第11条</u>の規定に定めるもののほか、規則で定める。 (収入の申告等) 第15条 (略) 2 前項に規定する収入の申告は、<u>省令第8条</u>に規定する方法のほか、規則に定める方法によるものとする。 3・4 (略) (家賃の納付) 第17条 (略) 2・3 (略) 4 入居者が新たに<u>市営住宅</u>に入居した場合又は<u>市営住宅</u>を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。 5 入居者が第41条に規定する手続を経ないで<u>市営住宅</u>を<u>立ち退いた</u>ときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。 (督促及び<u>遅延損害金</u>) 第18条 (略) 2 入居者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の	ほか、規則で定める。 (入居の承継) 第13条 (略) 2 (略) 3 前項に規定するもののほか、第1項の承認をする場合の基準その他必要な事項については、<u>公営住宅法施行規則第11条</u>の規定に定めるもののほか、規則で定める。 (収入の申告等) 第15条 (略) 2 前項に規定する収入の申告は、<u>公営住宅法施行規則第8条</u>に規定する方法のほか、規則に定める方法によるものとする。 3・4 (略) (家賃の納付) 第17条 (略) 2・3 (略) 4 入居者が新たに<u>住宅</u>に入居した場合又は<u>住宅</u>を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。 5 入居者が第41条に規定する手続を経ないで<u>住宅</u>を<u>立退いた</u>ときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。 (督促及び<u>延滞金</u>の徴収) 第18条 (略) 2 前項の規定により督促状を発したときは、<u>督促手数料として1通につき100円を徴収する。</u> 3 入居者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の
--	--

日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納付しなければならない。

3 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 遅延損害金の額を計算する場合においては、その計算の基礎となる納付すべき金額に1,000円未満の端数があるとき又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

5 前項の遅延損害金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

6 市長は、入居者が第1項の納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、第2項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。

（入居者の費用負担義務）

第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) (略)

(2) 汚物及びごみの処理に要する費用

(3)・(4) (略)

（駐車場の使用許可）

第55条 共同施設の駐車場（以下「駐車場」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を得なければならない。

（準用）

日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

4 前項に規定する年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

5 延滞金の額を計算する場合においては、その計算の基礎となる納付すべき金額に1,000円未満の端数があるとき又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

6 前項の延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

7 市長は、入居者が第1項の納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、第2項の督促手数料及び第3項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

（入居者の費用負担義務）

第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) (略)

(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

(3)・(4) (略)

（駐車場の使用許可）

第55条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を得なければならない。

（準用）

第63条 駐車場の使用については、第55条から前条までに定めるもののほか、第17条、第26条及び第27条本文の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは、「使用者」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、第17条中「第11条第5項の」とあるのは「規則に定める」と、「入居可能日」とあるのは「使用許可日」と、「第42条第1項」とあるのは「第62条第1項」と、<u>第17条第5項中「住宅に」とあるのは「駐車場を」と、「第41条」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。</u>	第63条 駐車場の使用については、第55条から前条までに定めるもののほか、第17条、第26条及び第27条本文の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは、「使用者」と、「市営住宅」と<u>あり、及び「住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、第17条中「第11条第5項の」とあるのは「規則に定める」と、「入居可能日」とあるのは「使用許可日」と、「第42条第1項」とあるのは「第62条第1項」と、<u>第17条第4項中「住宅に」とあるのは「駐車場を」と、「第41条」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。</u></u>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項第1号の改正は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例第18条の規定は、この条例の施行の日以後に納期限が到来する家賃から適用し、施行の日前に納期限が到来する家賃については、なお従前の例による。

議第 1 4 号

美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び美濃加茂市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び美濃加茂市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 2 8 年 3 月 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

(美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年美濃加茂市条例第 2 9 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第 1 章～第 3 章 (略)	第 1 章～第 3 章 (略)
<u>第 3 章の 2 地域密着型通所介護</u>	
<u>第 1 節 基本方針(第 5 9 条の 2)</u>	
<u>第 2 節 人員に関する基準(第 5 9 条の 3・第 5 9 条の 4)</u>	
<u>第 3 節 設備に関する基準(第 5 9 条の 5)</u>	
<u>第 4 節 運営に関する基準(第 5 9 条の 6―第 5 9 条の 2 0)</u>	
<u>第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本</u>	

方針並びに人員、設備及び運営
に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針(第
59条の21・第59条の2
2)

第2款 人員に関する基準(第59条
の23・第59条の24)

第3款 設備に関する基準(第59条
の25・第59条の26)

第4款 運営に関する基準(第59条
の27―第59条の38)

第4章～第9章 (略)

(心身の状況等の把握)

第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護
看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪
問介護看護の提供に当たっては、計画作成責
任者による利用者の面接によるほか、利用者
に係る指定居宅介護支援事業者が開催する
サービス担当者会議(指定居宅介護支援等の
事業の人員及び運営に関する基準(平成11
年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支
援等基準」という。))第13条第9号に規定
するサービス担当者会議をいう。以下この章、
第59条の6、第59条の28、第59条の
29及び第67条において同じ。))等を通じ
て、利用者の心身の状況、その置かれている
環境、他の保健医療サービス又は福祉サービ
スの利用状況等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるた
めの援助)

第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護
看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪
問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者
が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令

第4章～第9章 (略)

(心身の状況等の把握)

第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護
看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪
問介護看護の提供に当たっては、計画作成責
任者による利用者の面接によるほか、利用者
に係る指定居宅介護支援事業者が開催する
サービス担当者会議(指定居宅介護支援等の
事業の人員及び運営に関する基準(平成11
年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支
援等基準」という。))第13条第9号に規定
するサービス担当者会議をいう。以下この章
及び第67条において同じ。))等を通じて、
利用者の心身の状況、その置かれている環境、
他の保健医療サービス又は福祉サービスの利
用状況等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるた
めの援助)

第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護
看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪
問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者
が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令

第36号。以下「施行規則」という。)第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。

(管理者等の責務)

第30条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 (略)

(管理者等の責務)

第54条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従

第36号。以下「施行規則」という。)第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画(法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。

(管理者等の責務)

第30条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 (略)

(管理者等の責務)

第54条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従

業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 (略)

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第59条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業員の員数)

第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数

業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 (略)

で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必

要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指

定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計

した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第59条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第59条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、

通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第59条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の

状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者ひとりひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具

体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第59条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第59条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(定員の遵守)

第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
(非常災害対策)

第59条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立

て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第59条の16 指定地域密着型通所介護事

業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事

業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自

発的な活動等との連携及び協力を行う等の
地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第59条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、第59条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の19 指定地域密着型通所介護事

業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の
基本方針並びに人員、設備
及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第59条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であつて、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であつて、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第59条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下

とする。

(設備及び備品等)

第59条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供

の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第59条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所

介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第59条の3 1 指定療養通所介護事業所の
管理者は、利用者の心身の状況、希望及びそ
の置かれている環境を踏まえて、機能訓練等
の目標、当該目標を達成するための具体的な
サービスの内容等を記載した療養通所介護
計画を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計
画が作成されている場合は、当該居宅サービ
ス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書
(指定居宅サービス等基準第70条第1項
に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看
護の事業の人員及び運営に関する基準(平成
12年厚生省令第80号)第17条第1項に
規定する訪問看護計画書をいう。以下この節
において同じ。)が作成されている場合は、
当該訪問看護計画書の内容との整合を図り
つつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養
通所介護計画の作成に当たっては、その内容
について利用者又はその家族に対して説明
し、利用者の同意を得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養
通所介護計画を作成した際には、当該療養通
所介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者
について、療養通所介護計画に従ったサービ
スの実施状況及び目標の達成状況の記録を
行う。

(緊急時等の対応)

第59条の3 2 指定療養通所介護事業者は、
現に指定療養通所介護の提供を行っている
ときに利用者の病状の急変が生じた場合等に
備え、主治の医師とともに、その場合の対応

策(以下この節において「緊急時等の対応策」という。)について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかねばならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第59条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定療養通所介護の利用定員

(5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 非常災害対策

(9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第59条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医

療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内

容等の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7（第3項第2号を除く。）、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第60条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護

(基本方針)

第60条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護

状態となった場合においても、その認知症である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（利用定員等）

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防

状態となった場合においても、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（利用定員等）

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防

サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

第67条 削除

第68条 削除

サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(心身の状況等の把握)

第67条 指定認知症対応型通所介護事業者

(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第68条 指定認知症対応型通所介護事業者

は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針) 第 6 9 条 (略) 2 指定認知症対応型通所介護事業者 <u>(単独</u>	<u>じないようにしなければならない。</u> 3 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u> (1) <u>利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</u> (2) <u>指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</u> (3) <u>食事の提供に要する費用</u> (4) <u>おむつ代</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</u> 4 <u>前項第 3 号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u> 5 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u> (指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針) 第 6 9 条 (略) 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、自ら
---	--

型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第 7 2 条 削除

(運営規程)

第 7 3 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員
(第 6 1 条第 4 項又は第 6 5 条第 1 項の利用定員をいう。)

(5)～(10) (略)

第 7 4 条 削除

その提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(管理者の責務)

第 7 2 条 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第 7 3 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員
(第 6 1 条第 4 項又は第 6 5 条第 1 項の利用定員をいう。第 7 5 条において同じ。)

(5)～(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第 7 4 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指

	<u>定認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u> <u>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u> <u>(定員の遵守)</u>
第 7 5 条 削除	第 7 5 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 <u>(非常災害対策)</u>
第 7 6 条 削除	第 7 6 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 <u>(衛生管理等)</u>
第 7 7 条 削除	第 7 7 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 <u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> <u>(地域との連携等)</u>
第 7 8 条 削除	第 7 8 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民

	<u>又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u> <u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u> <u>(事故発生時の対応)</u>
第78条の2 削除	<u>第78条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</u> <u>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u> <u>4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u> <u>(記録の整備)</u>
第79条 (略)	<u>第79条 (略)</u>
2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定認知症対応型通所介護を提供した日から5年間保存しなければならない。	2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定認知症対応型通所介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは、「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。

(心身の状況等の把握)

第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介

(1)～(4) (略)

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(心身の状況等の把握)

第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介

護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第105条 削除

護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域との連携等)

第105条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、そ

(記録の整備) 第107条 (略) 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定小規模多機能型居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならない。 (1)～(7) (略) (8) <u>次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u> (準用) 第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、<u>第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17までの規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」</u>	<u>の事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u> 5 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</u> (記録の整備) 第107条 (略) 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定小規模多機能型居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならない。 (1)～(7) (略) (8) <u>第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u> (準用) 第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、<u>第72条、第74条及び第77条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」</u>
---	--

と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは、「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第109条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活住居（法第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(記録の整備)

第127条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定認知症対応型共同生活介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(6) (略)

とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と読み替えるものとする。

第109条 削除

(記録の整備)

第127条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定認知症対応型共同生活介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従事者」とあるのは「介護従事者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第129条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護(以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、地域密着型特定施設サービス計画(法第8条第21項に規定する計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世

(7) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第72条、第77条、第99条、第102条、第104条及び第105条第1項から第4項までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第129条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護(以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、地域密着型特定施設サービス計画(法第8条第20項に規定する計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世

話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 （略）

（記録の整備）

第148条 （略）

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(7) （略）

(8) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

（準用）

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第5

話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 （略）

（記録の整備）

第148条 （略）

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(7) （略）

(8) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

（準用）

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第105条第1項中「小規模多機能

9条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第150条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第22項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2・3 (略)

(従業者の員数)

第151条 (略)

2～12 (略)

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着

型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第150条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2・3 (略)

(従業者の員数)

第151条 (略)

2～12 (略)

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項

型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
14～17 (略) (記録の整備)	14～17 (略) (記録の整備)
第176条 (略) 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した日から5年間保存しなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)	第176条 (略) 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した日から5年間保存しなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)
第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、<u>第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。</u>この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指	第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、<u>第72条、第76条及び第105条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。</u>この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時

定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・

対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応

随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第201条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言

型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第201条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等

等の記録

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従事者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従事者」と、第59条の17第1項中地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

附 則

の記録

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第72条、第74条、第77条、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条及び第100条から第106条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

附 則

<u>第 1 1 条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）附則</u> <u>第 2 0 条第 1 項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成 2 8 年 3 月 3 1 日までに厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、平成 2 8 年 4 月 1 日から第 8 2 条第 7 項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、同日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間、第 8 6 条第 1 項に規定する宿泊室を設けないことができる。</u>	
---	--

（美濃加茂市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第 2 条 美濃加茂市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 2 4 年美濃加茂市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（利用定員等） 第 9 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第 8 条第 2 0 項又は法第 8 条の 2 第 1 5 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに 1 日当たり 3 人以下とする。 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介	（利用定員等） 第 9 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第 8 条第 1 9 項又は法第 8 条の 2 第 1 5 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに 1 日当たり 3 人以下とする。 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介

護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）の運営（同条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（地域との連携等）

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6

護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）の運営（同条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（地域との連携等）

第39条

<u>月に1回以上、運営推進会議に対し指定介護予防認知症対応型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。</u>	
<u>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u>	
<u>3</u> (略)	(略)
<u>4</u> (略)	<u>2</u> (略)
<u>5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</u>	
(記録の整備)	(記録の整備)
第40条 (略)	第40条 (略)
2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した日から5年間保存しなければならない。	2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した日から5年間保存しなければならない。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
<u>(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u>	<u>(地域との連携)</u>
第62条 削除	第62条 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用</u>

者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物

(記録の整備)

第64条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 次条において準用する第39条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(準用)

第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第31条から第36条まで、第37条(第4項を除く。)から第39条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条中第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは

に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第64条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 第62条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(準用)

第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第31条から第36条まで、第37条(第4項を除く。)及び第38条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条中第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第85条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 次条において準用する第39条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条、第37条(第4項を除く。)、第38条、第39条、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条

(記録の整備)

第85条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 次条において準用する第62条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条、第37条(第4項を除く。)、第38条、第56条、第59条、第61条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する

中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。	者」とあるのは「<u>介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者</u>」と、「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」とあるのは「<u>活動状況</u>」と読み替えるものとする。
--	--

附 則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

議第 15 号

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

美濃加茂市国民健康保険条例（平成 12 年美濃加茂市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（基礎賦課限度額） 第 20 条 第 12 条又は第 16 条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 12 条の基礎賦課額と第 16 条の基礎賦課額との合算額をいう。第 29 条及び第 32 条第 1 項において同じ。）は、<u>54 万円</u>を超えることができない。 （後期高齢者支援金等賦課限度額） 第 20 条の 12 第 20 条の 3 又は第 20 条の 7 の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 20 条の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 20 条の 7 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 29 条及び第 32 条第 1 項において同じ。）は、<u>19 万円</u>を超えることができない。 （保険料の減額）	（基礎賦課限度額） 第 20 条 第 12 条又は第 16 条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 12 条の基礎賦課額と第 16 条の基礎賦課額との合算額をいう。第 29 条及び第 32 条第 1 項において同じ。）は、<u>52 万円</u>を超えることができない。 （後期高齢者支援金等賦課限度額） 第 20 条の 12 第 20 条の 3 又は第 20 条の 7 の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 20 条の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 20 条の 7 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 29 条及び第 32 条第 1 項において同じ。）は、<u>17 万円</u>を超えることができない。 （保険料の減額）

第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、26万円5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、48万円に当該年度の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯の属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯

第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円）とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、26万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、47万円に当該年度の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯の属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯

に係る保険料の納付義務者であって前各号に該当する者以外のもの イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額 イ・ロ (略) 2 (略) 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第20条の3又は第20条の7」と、「<u>54万円</u>」とあるのは「<u>19万円</u>」と、第2項中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第22条」と、「<u>54万円</u>」とあるのは「<u>16万円</u>」と、前項中「第15条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。	に係る保険料の納付義務者であって前各号に該当する者以外のもの イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額 イ・ロ (略) 2 (略) 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第20条の3又は第20条の7」と、「<u>52万円</u>」とあるのは「<u>17万円</u>」と、第2項中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第22条」と、「<u>52万円</u>」とあるのは「<u>16万円</u>」と、前項中「第15条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の美濃加茂市国民健康保険条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議第 16 号

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例及び美濃加茂市議会の議員
その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正す
る条例について

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例及び美濃加茂市議会の議員その他非常
勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制
定する。

平成 28 年 3 月 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例及び美濃加茂市議会の議員その他
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

(美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年美濃加茂市条例第 1
6 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (他の法律による給付との調整) 第 5 条 (略) 2 年金たる損害補償を受ける権利を有する 者が、当該年金たる損害補償の事由となつた 障害又は死亡について次の表の左欄に掲げ る年金たる損害補償の種類に応じ同表の中 欄に掲げる法律による年金たる給付の支給 を受ける場合(前項に規定する場合を除く。) には、当分の間、この条例の規定にかかわら ず、この条例の規定(第 19 条の 2 を除く。) による年金たる損害補償の額に、同表の左欄 に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応 じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金	附 則 (他の法律による給付との調整) 第 5 条 (略) 2 年金たる損害補償を受ける権利を有する 者が、当該年金たる損害補償の事由となつた 障害又は死亡について次の表の左欄に掲げ る年金たる損害補償の種類に応じ同表の中 欄に掲げる法律による年金たる給付の支給 を受ける場合(前項に規定する場合を除く。) には、当分の間、この条例の規定にかかわら ず、この条例の規定(第 19 条の 2 を除く。) による年金たる損害補償の額に、同表の左欄 に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応 じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金

たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償 年金（第18 条の2に規定 する公務上の 災害に係るも のを除く。）	1 障害厚生 年金等	0.88
	2 (略)	
2 傷病補償 年金（第18 条の2に規定 する公務上の 災害に係るも のに限る。）	1 障害厚生 年金等	0.92（第 1級の傷病等 級に該当する 障害に係る傷 病補償年金に あつては、0. 91）
	2 (略)	(略)
3～6 (略)	(略)	

3・4 (略)

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一

たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償 年金（第18 条の2に規定 する公務上の 災害に係るも のを除く。）	1 障害厚生 年金等	0.86
	2 (略)	
2 傷病補償 年金（第18 条の2に規定 する公務上の 災害に係るも のに限る。）	1 障害厚生 年金等	0.91（第 1級又は第2 級の傷病等級 に該当する障 害に係る傷病 補償年金にあ つては、0. 90）
	2 (略)	(略)
3～6 (略)	(略)	

3・4 (略)

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一

の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	(略)
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	(略)

6・7 (略)

の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	(略)
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	(略)

6・7 (略)

（美濃加茂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第2条 美濃加茂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年美濃加茂市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 （他の法令による給付との調整） 第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる	附 則 （他の法令による給付との調整） 第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる

補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償 年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第105号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	(略)
	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成2	(略)

補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償 年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第105号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	(略)
	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成2	(略)

	4年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	
(略)	(略)	
2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。		
障害厚生年金等及び障害基礎年金	(略)	
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88	
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成	(略)	
	4年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	
(略)	(略)	
2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。		
障害厚生年金等及び障害基礎年金	(略)	
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86	
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成2	(略)	

24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)		4年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	
(略)		(略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定及びこの条例による改正後の美濃加茂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

議第 17 号

平成 27 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 7 号）

平成 27 年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 207,415 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,064,549 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

平成 28 年 3 月 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		2,216,590	141,510	2,358,100
	2 国庫補助金	574,008	141,510	715,518
15 県支出金		1,242,000	626	1,242,626
	1 県負担金	669,814	626	670,440
16 財産収入		49,542	3,795	53,337
	1 財産運用収入	39,378	3,795	43,173
17 寄附金		151,760	305	152,065
	1 寄附金	151,760	305	152,065
19 繰越金		546,383	33,779	580,162
	1 繰越金	546,383	33,779	580,162
21 市 債		1,308,220	27,400	1,335,620
	1 市 債	1,308,220	27,400	1,335,620
歳 入 合 計		18,857,134	207,415	19,064,549

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		2,279,718	26,928	2,306,646
	1 総務管理費	1,806,894	16,136	1,823,030
	2 徴 税 費	310,157	750	310,907
	3 戸籍住民基本台帳費	102,985	9,202	112,187
	4 選 挙 費	22,640	810	23,450
	6 監査委員費	13,320	30	13,350
3 民 生 費		6,763,384	174,857	6,938,241
	1 社会福祉費	3,443,573	172,850	3,616,423
	2 児童福祉費	2,970,559	1,814	2,972,373
	3 生活保護費	349,052	193	349,245
4 衛 生 費		1,460,407	500	1,460,907
	1 保健衛生費	568,350	500	568,850
5 農林業費		497,094	3,576	500,670
	1 農 業 費	359,385	392	359,777
	2 林 業 費	137,709	3,184	140,893
6 商 工 費		868,234	150	868,384
	1 商 工 費	868,234	150	868,384
7 土 木 費		2,115,017	540	2,115,557
	1 土木管理費	11,686	20	11,706
	2 道路橋りょう費	513,355	520	513,875
9 教 育 費		2,275,517	864	2,276,381
	1 教育総務費	324,322	360	324,682
	5 社会教育費	848,520	504	849,024
歳 出 合 計		18,857,134	207,415	19,064,549

第 2 表

繰 越 明 許 費 補 正

(追加)

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費	1 社会福祉費	年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業	千円 128,764
	2 児童福祉費	公立保育園施設管理運営事業	719

第 3 表

債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

事 項	期 間	限度額
住民基本台帳事務	至 平成28年度	千円 4,180

第4表

地 方 債 補 正

(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 額	利 率	限 度 額	利 率
臨時財政対策債	千円		千円	
	900,000	年4.0%以内	927,400	年4.0%以内

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歲 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
14		国庫支出金	2, 216, 590	141, 510	2, 358, 100
	2	国庫補助金	574, 008	141, 510	715, 518
	1	総務費国庫補助金	66, 979	12, 387	79, 366
	2	民生費国庫補助金	132, 441	129, 123	261, 564

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 戸籍住民基本台帳費補助金	11,982	1 個人番号カード交付事務費補助金
3 選挙費補助金	405	1 選挙人名簿システム改修費補助金
1 社会福祉費補助金	128,764	1 年金生活者等支援臨時福祉給付金補助金
2 児童福祉費補助金	359	1 保育所等利用者負担軽減システム改修補助金

(款) 15 県支出金
(項) 1 県負担金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
15			県支出金	1,242,000	626	1,242,626
	1		県負担金	669,814	626	670,440
		1	民生費県負担金	638,468	626	639,094

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 保険基盤安定負担金	626	1 後期高齢者医療保険基盤安定負担金

(款) 16 財產收入
(項) 1 財產運用收入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		財産収入	49,542	3,795	53,337
	1	財産運用収入	39,378	3,795	43,173
	2	利子及び配当金	10,194	3,795	13,989

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 基金利子	3,795	1 財政調整基金利子	2,543
		2 減債基金利子	761
		3 国際交流基金利子	15
		4 福祉基金利子	139
		5 ふるさと水基金利子	2
		6 高額療養費貸付基金利子	4
		7 土地開発基金利子	47
		8 ふるさと文庫基金利子	6
		9 美術品等収集基金利子	8
		10 庁舎建設基金利子	270

(款) 17 寄 附 金
(項) 1 寄 附 金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
17		寄 附 金	151,760	305	152,065
	1	寄 附 金	151,760	305	152,065
	3	民生費寄附金	90	305	395

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 児童福祉費 寄附金	205	1 児童福祉費寄附金
2 社会福祉費 寄附金	100	1 社会福祉費寄附金

(款) 19 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
19			繰越金	546,383	33,779	580,162
	1		繰越金	546,383	33,779	580,162
		1	繰越金	546,383	33,779	580,162

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	33,779	1 前年度繰越金

(款) 21 市 債
(項) 1 市 債

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
21			市 債	1,308,220	27,400	1,335,620
	1		市 債	1,308,220	27,400	1,335,620
		5	臨時財政対策債	900,000	27,400	927,400

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 臨時財政対策債	27,400	1 臨時財政対策債

3 歳 出

(款) 2 総 務 費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		総 務 費	2,279,718	26,928	2,306,646	16,023	10,905
	1	総務管理費	1,806,894	16,136	1,823,030	3,636	12,500
	3	財政管理費	162,835	3,304	166,139	財産収入 3,304	
	5	財産管理費	296,156	317	296,473	財産収入 317	
	6	企 画 費	351,875	12,500	364,375		12,500
	7	市民まちづくり推進費	44,653	15	44,668	財産収入 15	
	2	徴 税 費	310,157	750	310,907		750
	1	税務総務費	172,368	750	173,118		750
	3	戸籍住民基本台帳費	102,985	9,202	112,187	11,982	△2,780
	1	戸籍住民基本台帳費	102,985	9,202	112,187	国庫支出金 11,982	△2,780
	4	選 挙 費	22,640	810	23,450	405	405
	1	選挙管理委員会費	7,933	810	8,743	国庫支出金 405	405
	6	監査委員費	13,320	30	13,350		30
	1	監査委員費	13,320	30	13,350		30

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
25 積 立 金	3,304	財政調整基金積立金 減債基金積立金	2,543 761
25 積 立 金	270	庁舎建設基金積立金	財産管理事務費
28 繰 出 金	47	土地開発基金繰出金	317
19 負担金、補助及び交付金	12,500	長良川鉄道経営安定対策補助金	長良川鉄道経営安定支援事業 12,500
25 積 立 金	15	国際交流基金積立金	国際交流事業
2 給 料	40	一般職給	人件費 750
3 職員手当等	700	勤勉手当	
4 共 済 費	10	職員共済組合負担金	
2 給 料	20	一般職給	住民基本台帳事務 人件費
19 負担金、補助及び交付金	9,182	通知カード・個人番号カード交付金	
13 委 託 料	810	選挙人名簿システム改修	選挙管理委員会事務費
3 職員手当等	30	勤勉手当	人件費

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	6,763,384	174,857	6,938,241	130,197	44,660
	1	社会福祉費	3,443,573	172,850	3,616,423	129,633	43,217
	1	社会福祉総務費	641,842	143	641,985	財産収入 143	
	2	福祉会館費	52,871	100	52,971	寄附金 100	
	3	老人福祉費	669,273	△2,500	666,773		△2,500
	5	自立支援費	867,878	34,258	902,136		34,258
	8	後期高齢者医療費	491,561	12,085	503,646	県支出金 626	11,459
	9	臨時福祉給付金給付費	58,933	128,764	187,697	国庫支出金 128,764	
	2	児童福祉費	2,970,559	1,814	2,972,373	564	1,250
	2	児童手当費	1,311,226	90	1,311,316		90

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
25 積 立 金	139	福祉基金積立金	市民福祉事務費 143
28 繰 出 金	4	高額療養費貸付基金繰出金	
18 備品購入費	100	福祉会館備品	総合福祉会館事務 100
28 繰 出 金	△2,500	介護保険会計繰出金(人件事務費)	介護保険会計繰出金 (人件事務費) △2,500
23 償還金、利 子及び割引 料	34,258	国庫負担金等返還金	自立支援費事務費 34,258
19 負担金、補 助及び交付 金	11,249	後期高齢者医療療養給付費負担金	後期高齢者医療会計繰出金 12,085
28 繰 出 金	836	後期高齢者医療保険基盤安定繰出金	
3 職員手当等	600	時間外勤務手当	年金生活者等支援臨時福祉給付金給 付事業 126,820 人件費 600 嘱託職員給 1,344
7 賃 金	1,344	臨時職員賃金	
11 需 用 費	640	消耗品費 90 印刷製本費 550	
12 役 務 費	1,086	郵便料 772 口座振込手数料 314	
13 委 託 料	5,064	決定通知書出力業務 322 システム改修 4,742	
14 使用料及び 賃借料	30	コピー機使用料	
19 負担金、補 助及び交付 金	120,000	年金生活者等支援臨時福祉給付金	

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
		4	保育園施設費	696,971	1,724	698,695	国庫支出金 359 寄附金 205	1,160
	3		生活保護費	349,052	193	349,245		193
		1	生活保護総務費	62,474	193	62,667		193

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	50	一般職給	人件費 90
3 職員手当等	40	期末手当 勤勉手当 10 30	
2 給 料	100	一般職給	公立保育園施設管理運営事業 924 人件費 800
3 職員手当等	700	勤勉手当	
13 委 託 料	719	システム改修	
18 備品購入費	205	保育園備品購入	
23 償還金、利 子及び割引 料	193	国県負担金等返還金	生活保護事務費 193

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
4			衛 生 費	1,460,407	500	1,460,907		500
	1		保健衛生費	568,350	500	568,850		500
		1	保健衛生総務費	265,042	500	265,542		500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	250	一般職給	人件費 500
3 職員手当等	250	勤勉手当	

(款) 5 農林業費
(項) 1 農業費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
5		農林業費	497,094	3,576	500,670	2	3,574
	1	農業費	359,385	392	359,777	2	390
	1	農業委員会費	31,625	170	31,795		170
	2	農業総務費	49,494	150	49,644		150
	4	畜産業費	6,809	70	6,879		70
	6	農地費	243,067	2	243,069	財産収入 2	
	2	林業費	137,709	3,184	140,893		3,184
	1	林業振興費	137,709	3,184	140,893		3,184

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
3 職員手当等	150	勤勉手当	人件費 170
4 共 済 費	20	職員共済組合負担金	
3 職員手当等	150	勤勉手当	人件費 150
2 給 料	15	一般職給	人件費 70
3 職員手当等	55	期末手当 5 勤勉手当 50	
25 積 立 金	2	ふるさと水基金積立金	農業用施設事業 2
8 報 償 費	3,184	有害鳥獣捕獲対策謝礼	有害鳥獣捕獲対策事業 3,184

(款)	6 商工費
(項)	1 商工費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
6			商 工 費	868,234	150	868,384		150
	1		商 工 費	868,234	150	868,384		150
		1	商工総務費	121,483	150	121,633		150

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
3 職員手当等	150	勤勉手当	人件費 150

(款) 7 土 木 費
(項) 1 土木管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
7		土 木 費	2,115,017	540	2,115,557		540
	1	土木管理費	11,686	20	11,706		20
	1	土木総務費	11,686	20	11,706		20
	2	道路橋りょう費	513,355	520	513,875		520
	1	道路維持費	194,280	320	194,600		320
	2	道路新設改良費	226,075	200	226,275		200

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	20	一般職給	人件費 20
3 職員手当等	250	勤勉手当	人件費 320
4 共 済 費	70	職員共済組合負担金	
3 職員手当等	200	勤勉手当	人件費 200

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
9		教 育 費	2,275,517	864	2,276,381	14	850
	1	教育総務費	324,322	360	324,682		360
	2	事務局費	291,206	360	291,566		360
	5	社会教育費	848,520	504	849,024	14	490
	4	図書館費	108,116	410	108,526		410
	6	文化会館費	49,824	80	49,904		80
	7	文化の森費	169,150	14	169,164	財産収入 14	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
3 職員手当等	360	期末手当 10 勤勉手当 350	人件費 360
2 給 料	50	一般職給	人件費 410
3 職員手当等	360	期末手当 60 勤勉手当 300	
3 職員手当等	80	勤勉手当	人件費 80
28 繰 出 金	14	ふるさと文庫基金繰出金 6 美術品等収集基金繰出金 8	文化の森事務 14

給与費明細書

1 一般職 (1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	309 (6)		1,097,952	782,811	1,880,763	376,864	2,257,627	
補正前	309 (6)		1,097,407	778,736	1,876,143	376,764	2,252,907	
比較			545	4,075	4,620	100	4,720	

()内は短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)	災害派 遣手当 (千円)
	補正後	31,176	35,071	8,524	14,663	30	59,911	28,812	260,188	162,456	1,060	180,272	648	
	補正前	31,176	35,071	8,524	14,663	30	59,311	28,812	260,103	159,066	1,060	180,272	648	
	比較						600		85	3,390				

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説明	備考
給料	545	給与改定に伴う増減分	給与改定率(0.22%) 545	
職員手当	4,075	給与改定に伴う増減分	期末手当 85 勤勉手当 3,390	勤勉手当 0.1月分増
		その他の増減分	時間外手当 600	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		一般行政職	単純労務職
平成28年3月1日現在	平均給料月額(円)	303,835	218,150
	平均給与月額(円)	352,688	231,390
	平均年齢(歳)	41.9	42.0

イ 初任給

区分		一般行政職(円)	国の制度
			一般行政職(円)
平成28年3月1日現在	高校卒	142,100	144,600
	大学卒	174,200	176,700

ウ 級別職員数

区分	一般行政職			単純労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成28年3月1日現在	1級	69	22.48	1級	1	50.00
	2級	58	18.89	2級	1	50.00
	3級	60 (1)	19.54 (16.67)	3級		
	4級	46 (2)	14.98 (33.33)	4級		
	5級	38 (3)	12.38 (50.00)	5級		
	6級	29	9.45			
	7級	7	2.28			
	計	307 (6)	100.00 (100.00)	計	2	100.00
平成27年3月1日現在	1級	54	18.37	1級	1	50.00
	2級	52	17.69	2級	1	50.00
	3級	66 (1)	22.45 (50.00)	3級		
	4級	45	15.31	4級		
	5級	41 (1)	13.95 (50.00)	5級		
	6級	28	9.52			
	7級	8	2.72			
	計	294 (2)	100.00 (100.00)	計	2	100.00

()内は短時間勤務職員数を計上

(27年度級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事・技師	主任	主任主査	係長	課長補佐	課長	部長

エ 昇給

区分			合計	代表的な職種	
				一般行政職	単純労務職
補正後	職員数(A) (人)		307	305	2
	昇給に係る職員数(B) (人)		242	241	1
	昇給数別内訳	2号給 (人)	10	10	
		3号給 (人)	24	24	
		4号給 (人)	208	207	1
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
	比率(B)／(A) (%)		78.8	79.0	50.0
補正前	職員数(A) (人)		307	305	2
	昇給に係る職員数(B)		242	241	1
	昇給数別内訳	2号給 (人)	10	10	
		3号給 (人)	24	24	
		4号給 (人)	208	207	1
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
	比率(B)／(A) (%)		78.8	79.0	50.0

オ 期末手当・勤勉手当

区分	6月(月分)	12月(月分)	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
補正後	1.975 (1.0)	2.225 (1.2)	4.2 (2.2)	有	
補正前	1.975 (1.0)	2.125 (1.15)	4.1 (2.15)	有	
国の制度	1.975 (1.0)	2.225 (1.2)	4.2 (2.2)	有	

()内は再任用職員の支給率を計上

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
国の制度	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	

キ 地域手当

支給率(%)	3.0
支給対象職員数(人)	307
国の指定基準に基づく支給率(%)	3.0

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	単純労務職
給料総額に対する比率(%)			
支給対象職員の比率(%) (平成28年3月1日現在)	5.5	5.5	
代表的な特殊勤務手当の名称	感染症防疫作業手当・行旅病人等取扱手当・犬猫等死体処理手当		

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出
額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額	
		期 間	金 額
保育園等給食調理業務	千円 110,000	H26	千円 55,000
放課後児童健全育成事業運営業務	139,190	H26	69,595
基幹農道及び幹線道建設事業借入金元 利補給金	138,140	H2- H26	133,558
木曽川右岸用水施設緊急改築事業借入金 元利補給金	548,286	H15- H26	404,462
農業経営基盤強化資金利子補給金	244	H21- H26	212
小口融資資金利子補給金	1,193	H22- H26	363
事業活性化支援利子補助金	4,251		
市中小企業震災等支援経済対策特別資金 融資利子補給金	11,357	H24- H26	10,639
道路整備事業	50,000		
学校給食センター給食調理業務等	482,969	H24- H26	332,558
住民基本台帳事務	4,180		

当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
H27	55,000			7,929	47,071
H27	69,595	19,350		28,800	21,445
H27- H31	4,582				4,582
H27- H30	143,824				143,824
H27- H28	32				32
H27- H34	694				694
H28- H30	4,251				4,251
H27	718				718
H28	50,000				50,000
H27- H28	150,411				150,411
H28	4,180	4,180			0

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	7,344,200	6,558,151	408,220	841,511	6,124,860
(1) 総 務	206,680	182,623	9,400	23,697	168,326
(2) 民 生	176,015	136,612		40,055	96,557
(3) 衛 生					
(4) 農 林	628,915	520,536	6,200	87,154	439,582
(5) 商 工	51,343	35,256		16,301	18,955
(6) 土 木	3,814,204	3,512,777	180,120	465,744	3,227,153
(7) 消 防	121,783	110,537	14,100	20,385	104,252
(8) 教 育	2,345,260	2,059,810	198,400	188,175	2,070,035
2 災害復旧債					
(1) 補助災害					
(2) 単独災害					
3 そ の 他	7,769,457	8,122,186	927,400	694,790	8,354,796
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	633,744	506,133		82,799	423,334
(3) 財源対策債等	810,945	667,205		138,390	528,815
(4) 臨時財政対策債	6,324,768	6,948,848	927,400	473,601	7,402,647
合 計	15,113,657	14,680,337	1,335,620	1,536,301	14,479,656

議第 18 号

平成 27 年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度美濃加茂市の国民健康保険会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 16,693 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,503,550 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 3 月 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 財産収入		630	733	1,363
	1 財産運用収入	630	733	1,363
10 繰越金		37,359	15,960	53,319
	1 繰越金	37,359	15,960	53,319
歳 入 合 計		6,486,857	16,693	6,503,550

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 基金積立金		630	733	1,363
	1 基金積立金	630	733	1,363
11 諸支出金		52,858	15,960	68,818
	1 償還金及び還付加算金	29,673	15,960	45,633
歳 出 合 計		6,486,857	16,693	6,503,550

1 総括

(歲入)

(単位：千円)

[illegible]

(歲出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 8 財産収入
(項) 1 財産運用収入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
8		財産収入	630	733	1,363
	1	財産運用収入	630	733	1,363
		1 利子及び配当金	630	733	1,363

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 基金利子	733	1 基金利子

(款) 10 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
10		繰越金	37,359	15,960	53,319
	1	繰越金	37,359	15,960	53,319
	2	その他繰越金	37,358	15,960	53,318

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 その他繰越金	15,960	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 9 基金積立金
(項) 1 基金積立金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							保険料
9		基金積立金	630	733	1,363	733	
	1	基金積立金	630	733	1,363	733	
		1 財政調整基金積立金	630	733	1,363	財産収入 733	*

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
25 積 立 金	733	財政調整基金積立金	財政調整基金積立事業 733

(款) 11 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							保険料
11		諸支出金	52,858	15,960	68,818	15,960	
	1	償還金及び 還付加算金	29,673	15,960	45,633	15,960	
	3	償 還 金	24,173	15,960	40,133	繰越金 15,960	

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
23 償還金、利 子及び割引 料	15,960	負担金補助金交付金等返還金	償還金 15,960

議第 19 号

平成 27 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 4 号）

平成 27 年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 149 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,636,908 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）」による。

平成 28 年 3 月 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		773,866	2,500	776,366
	2 国庫補助金	185,501	2,500	188,001
6 財産収入		670	149	819
	1 財産運用収入	670	149	819
7 繰入金		597,825	△2,500	595,325
	1 一般会計繰入金	588,616	△2,500	586,116
歳 入 合 計		3,636,759	149	3,636,908

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		24,727	149	24,876
	1 基金積立金	24,727	149	24,876
歳 出 合 計		3,636,759	149	3,636,908

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金	773,866	2,500	776,366
6 財産収入	670	149	819
7 繰入金	597,825	△2,500	595,325
歳入合計	3,636,759	149	3,636,908

(歲 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
3		国庫支出金	773,866	2,500	776,366
	2	国庫補助金	185,501	2,500	188,001
		6 介護保険事業費補助金	0	2,500	2,500

(介護保険会計 (保険事業勘定))

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	2,500	1 システム改修費補助金

(款) 6 財産収入
(項) 1 財産運用収入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
6		財産収入	670	149	819
	1	財産運用収入	670	149	819
	1	利子及び配当金	670	149	819

(介護保険会計（保険事業勘定）)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 基金利子	149	1 基金利子

(款) 7 繰入金
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
7		繰入金	597,825	△2,500	595,325
	1	一般会計繰入金	588,616	△2,500	586,116
	4	その他一般会計繰入金	157,565	△2,500	155,065

(介護保険会計（保険事業勘定）)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 職員給与費 等繰入金	△2,500	1 事務費繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							保険料
1		総 務 費	113,579	0	113,579		
	1	総務管理費	69,074	0	69,074		
		1 一般管理費	69,074	0	69,074	国庫支出金 2,500 繰入金 △2,500	

(介護保険会計（保険事業勘定）)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		

(款) 4 基金積立金
(項) 1 基金積立金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							保険料
4		基金積立金	24,727	149	24,876	149	
	1	基金積立金	24,727	149	24,876	149	
		1 介護給付費 準備基金積 立金	24,727	149	24,876	財産収入 149	

(介護保険会計(保険事業勘定))

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
25 積 立 金	149	介護給付費準備基金積立金	介護給付費準備基金積立金 149

議第 20 号

平成 27 年度美濃加茂市後期高齢者医療会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度美濃加茂市の後期高齢者医療会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 836 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 486,717 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 3 月 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰入金		117,860	836	118,696
	1 一般会計繰入金	117,860	836	118,696
歳入合計		485,881	836	486,717

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		463,314	836	464,150
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	463,314	836	464,150
歳 出 合 計		485,881	836	486,717

1 総括

(歲入)

(単位：千円)

[illegible]

(歲出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 4 繰 入 金
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
4		繰 入 金	117,860	836	118,696
	1	一般会計繰入金	117,860	836	118,696
	2	保険基盤安定繰入金	83,112	836	83,948

(後期高齢者医療会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保険基盤安定繰入金	836	1 保険基盤安定繰入金

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金
(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							保険料
2		後期高齢者 医療広域連 合納付金	463,314	836	464,150	836	
	1	後期高齢者 医療広域連 合納付金	463,314	836	464,150	836	
		1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	463,314	836	464,150	繰入金 836	

(後期高齢者医療会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	836	広域連合保険料等負担金	後期高齢者医療広域連合納付金 836

平成 28 年度美濃加茂市一般会計、特別会計及び公営企業会計予算について

平成 28 年度美濃加茂市の一般会計及び特別会計の予算並びに水道事業会計及び下水道事業会計の予算を、別冊のとおり定める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

- 議第 21 号 平成 28 年度美濃加茂市一般会計予算
- 議第 22 号 平成 28 年度美濃加茂市国民健康保険会計予算
- 議第 23 号 平成 28 年度美濃加茂市介護保険会計予算
- 議第 24 号 平成 28 年度美濃加茂市後期高齢者医療会計予算
- 議第 25 号 平成 28 年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計予算
- 議第 26 号 平成 28 年度美濃加茂市古井財産区会計予算
- 議第 27 号 平成 28 年度美濃加茂市山之上財産区会計予算
- 議第 28 号 平成 28 年度美濃加茂市水道事業会計予算
- 議第 29 号 平成 28 年度美濃加茂市下水道事業会計予算

議第 30 号

中濃地域農業共済事務組合同規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定に基づき、中濃地域農業共済事務組合同規約を下記のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約

中濃地域農業共済事務組合同規約（平成 9 年 4 月 1 日岐阜県指令武総第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（組合の事務所の位置） 第 4 条 組合の事務所は、関市栄町 3 丁目 7 番 2 1 号に置き、支所を <u>郡上市大和町島 2 5 0 9 番 地 1</u> に置く。	（組合の事務所の位置） 第 4 条 組合の事務所は、関市栄町 3 丁目 7 番 2 1 号に置き、支所を <u>郡上市八幡町中坪 2 2 6 番 地 1 及び加茂郡川辺町比久見 6 1 6 番地 3</u> に 置く。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議第 3 1 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

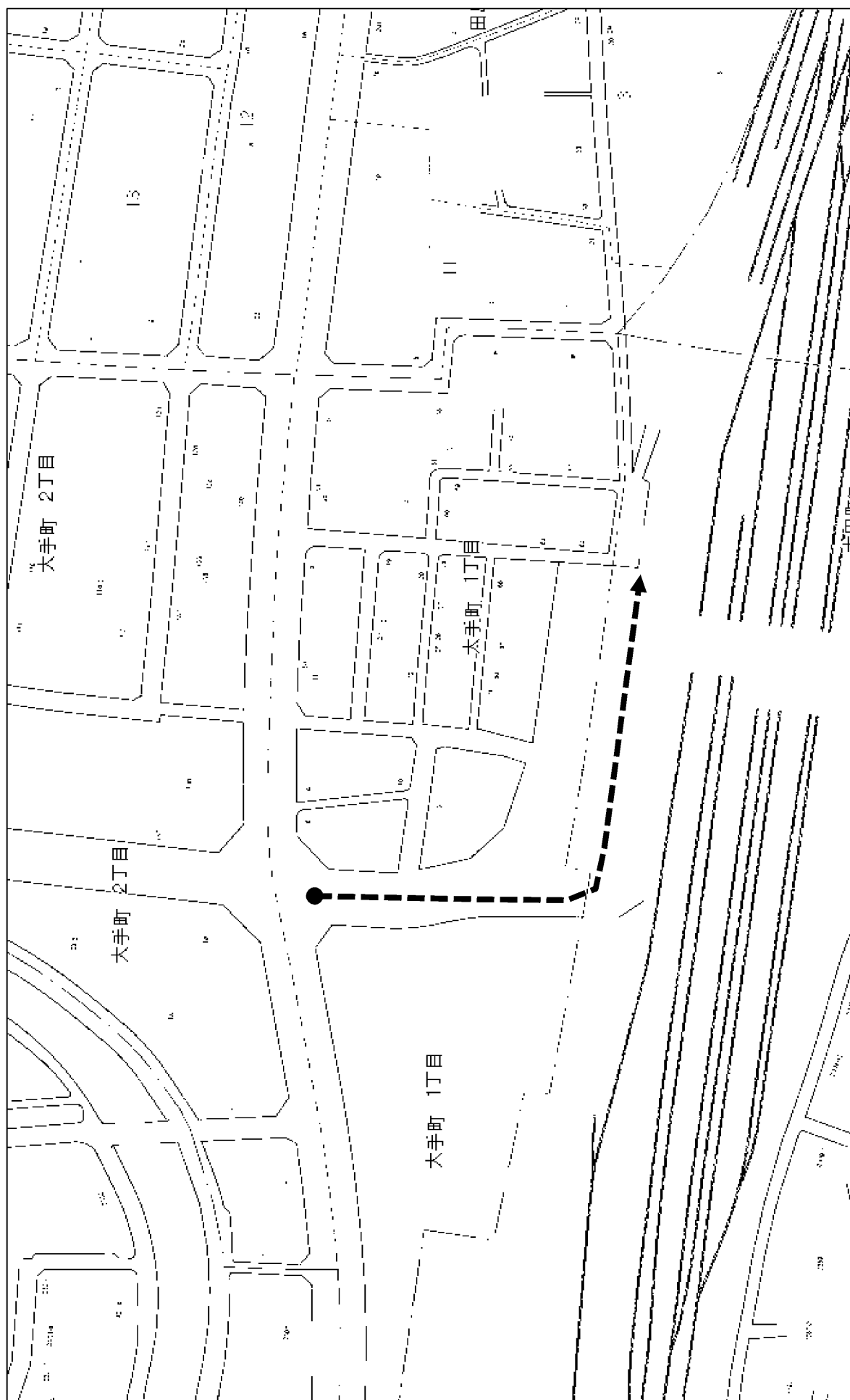
平成 2 8 年 3 月 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

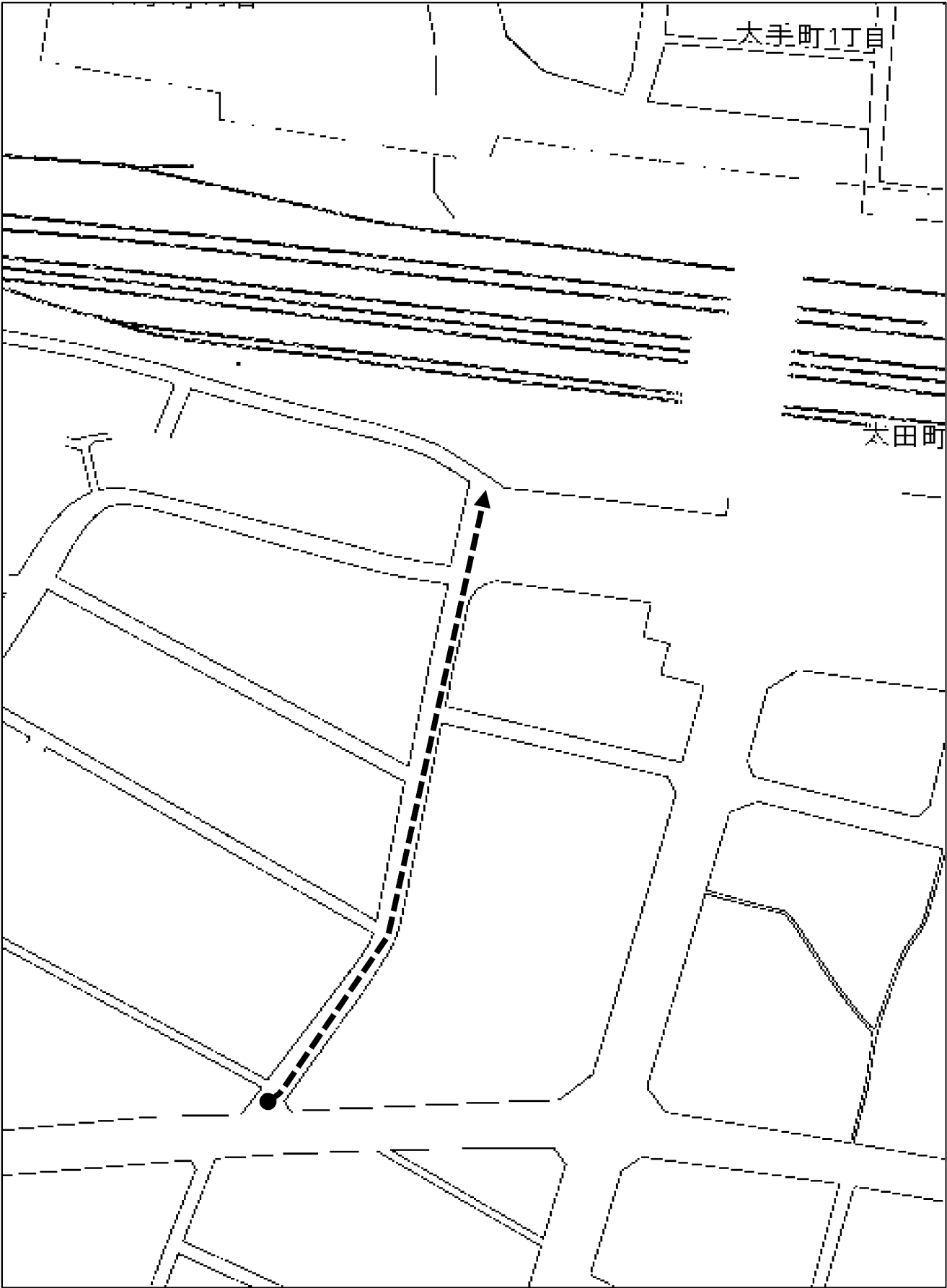
記

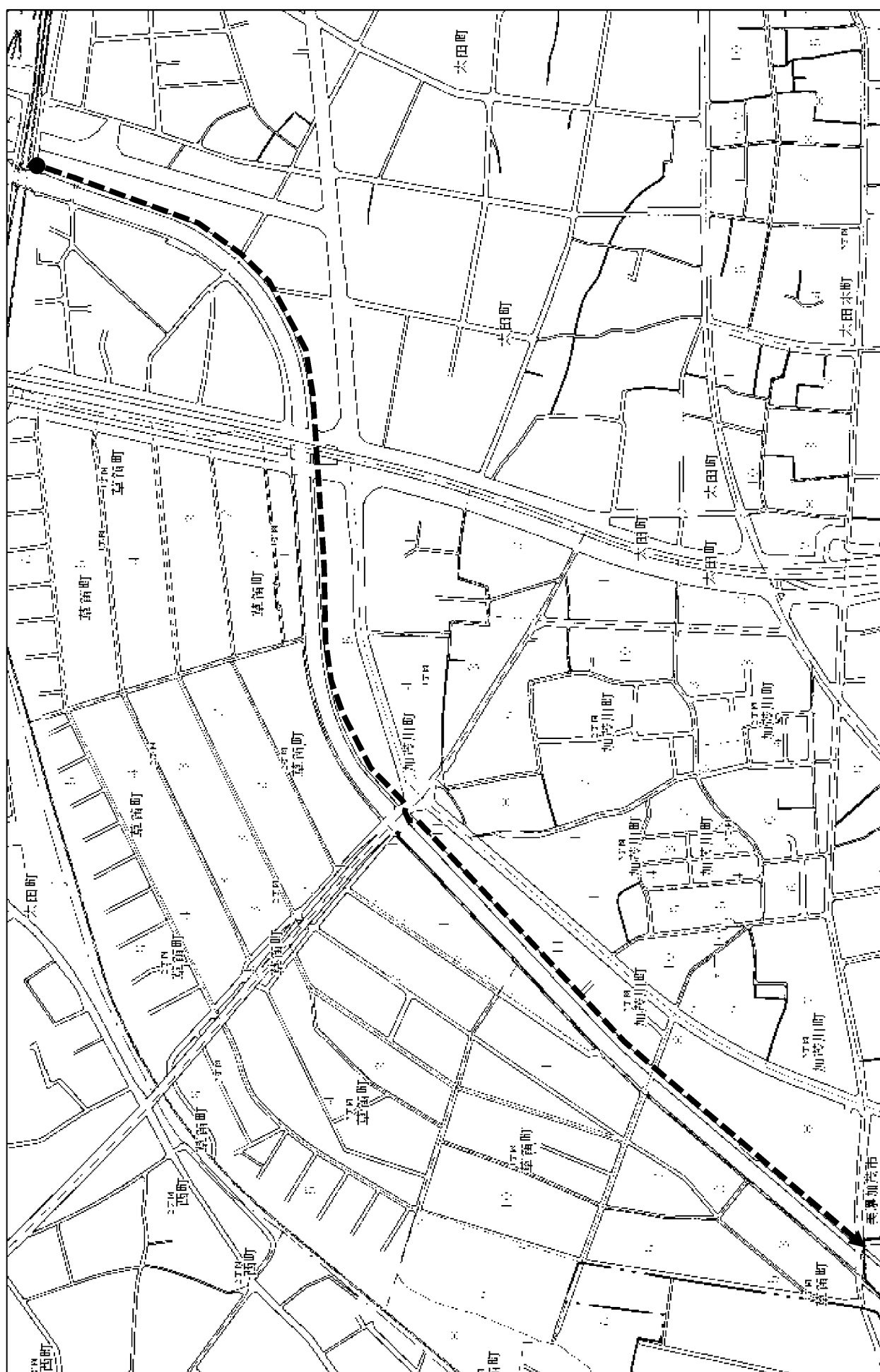
番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	大手 4 4 0 号線	美濃加茂市大手町一丁目 9 番地先	
		美濃加茂市太田町字立石 2 4 4 5 番 1 2 地先	
2	新屋敷巾前線	美濃加茂市太田町字新屋敷 1 8 5 6 番 1 地先	
		美濃加茂市太田町字巾前 2 2 9 0 番 1 地先	
3	太田 1 6 4 号線	美濃加茂市太田町字巾前 1 8 1 5 番 1 地先	
		美濃加茂市加茂川町三丁目字菩提 3 1 8 4 番 1 地先	
4	新池 1 6 8 号線	美濃加茂市新池町一丁目 7 6 番 1 地先	
		美濃加茂市新池町一丁目字廻間 2 0 3 1 番地先	
5	金谷 1 4 3 号線	美濃加茂市山之上町字重峯 3 1 9 3 番 1 地先	
		美濃加茂市山之上町字柳ノ洞 5 7 9 2 番地先	
6	今 3 5 号線	美濃加茂市下米田町今字大平 8 8 7 番 1 地先	
		美濃加茂市下米田町今字上野 7 4 2 番地先	
7	牧野 2 1 3 号線	美濃加茂市牧野字横山 2 5 4 8 番 2 地先	
		美濃加茂市牧野字坂上 9 1 6 番 1 地先	
8	牧野 7 6 号線	美濃加茂市牧野字東馬串 3 0 7 5 番 1 地先	
		美濃加茂市牧野字横山 2 6 1 4 番 2 地先	
9	牧野 7 7 号線	美濃加茂市牧野字宮岩 2 7 1 6 番地先	
		美濃加茂市牧野字宮岩 2 7 0 7 番地先	
10	牧野 8 1 号線	美濃加茂市牧野字宮岩 2 6 9 3 番 1 地先	
		美濃加茂市牧野字宮岩 2 7 3 6 番 1 地先	

廃止道路 ①大手440号線



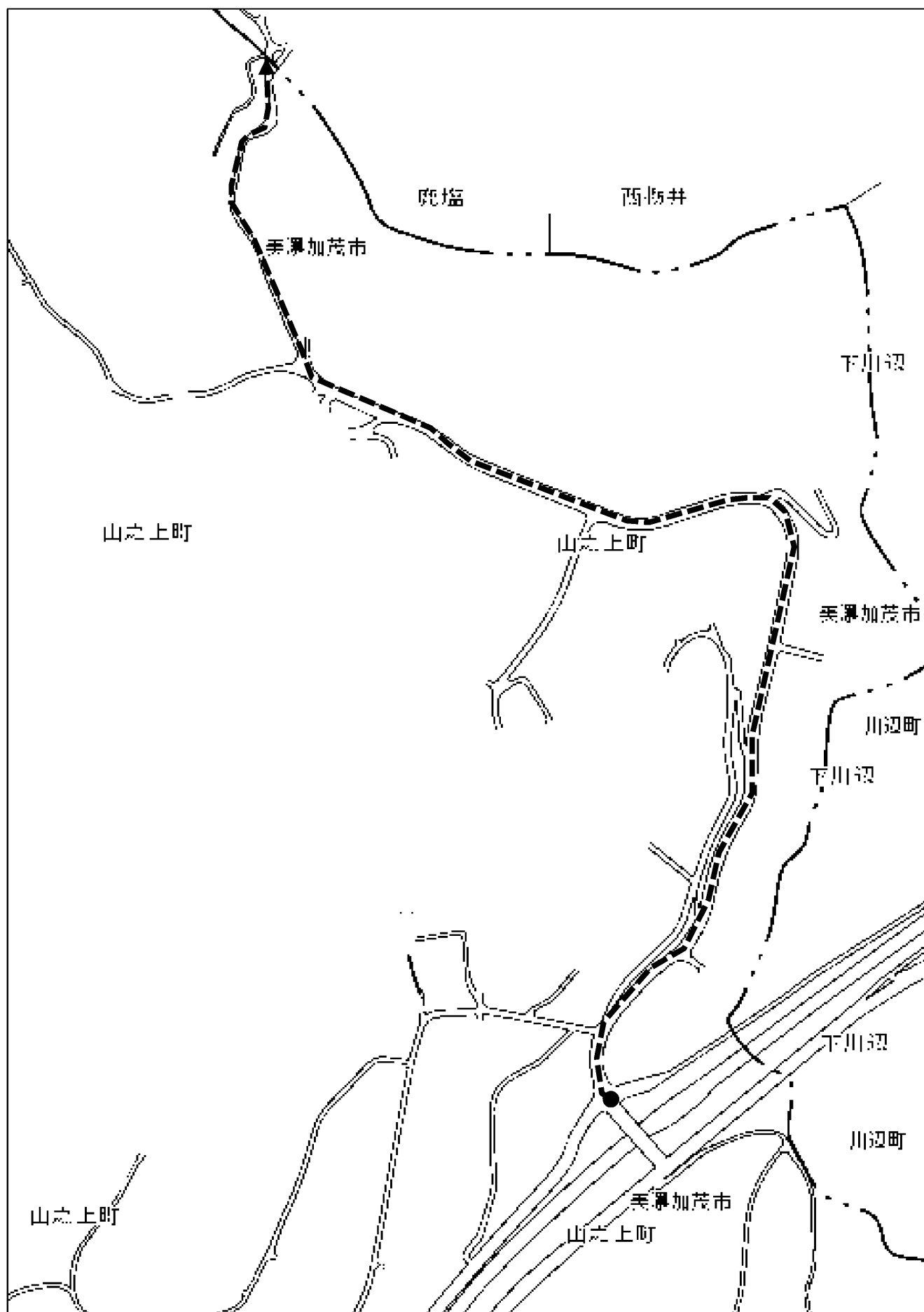
廃止道路 ②新屋敷巾前線



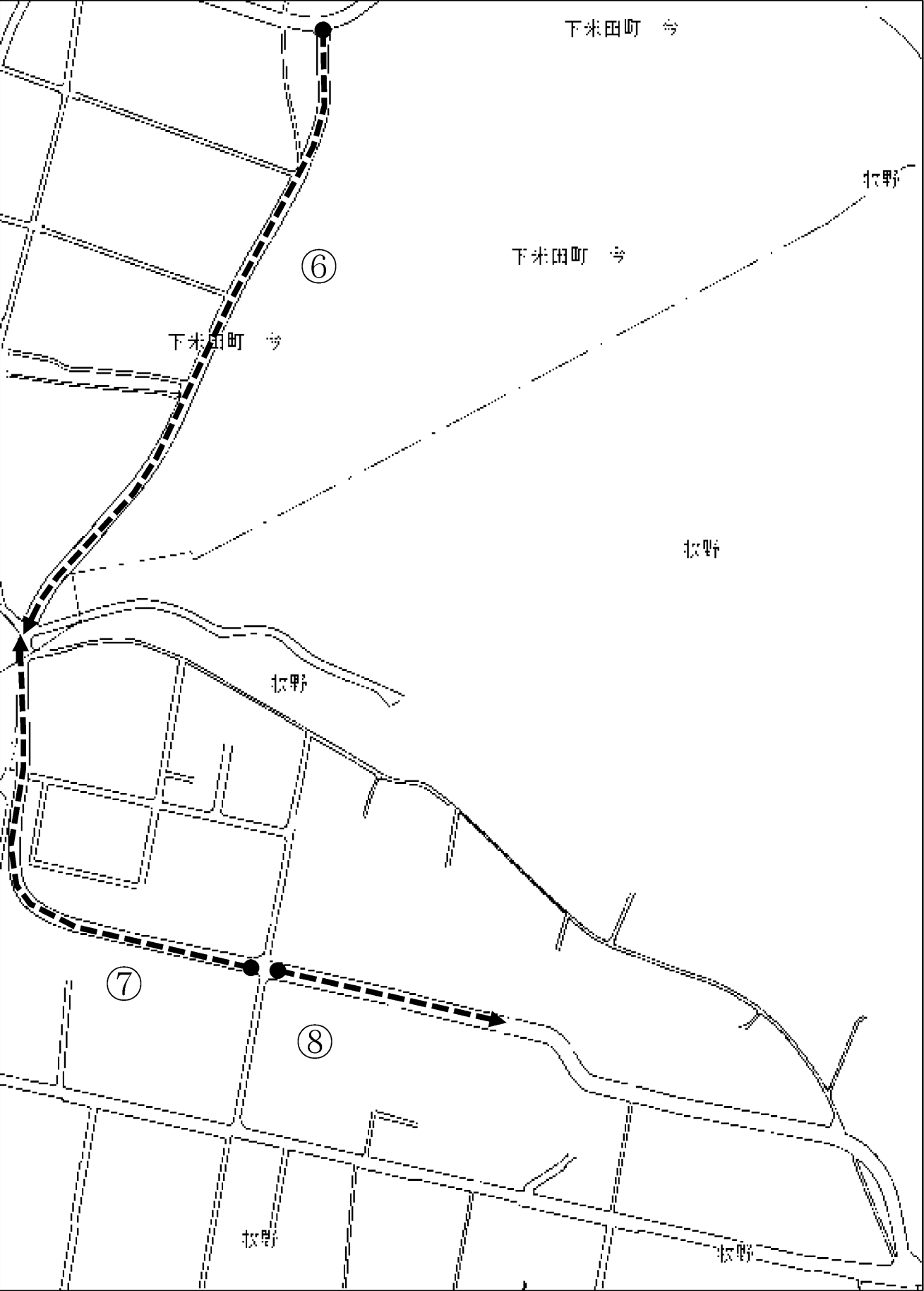


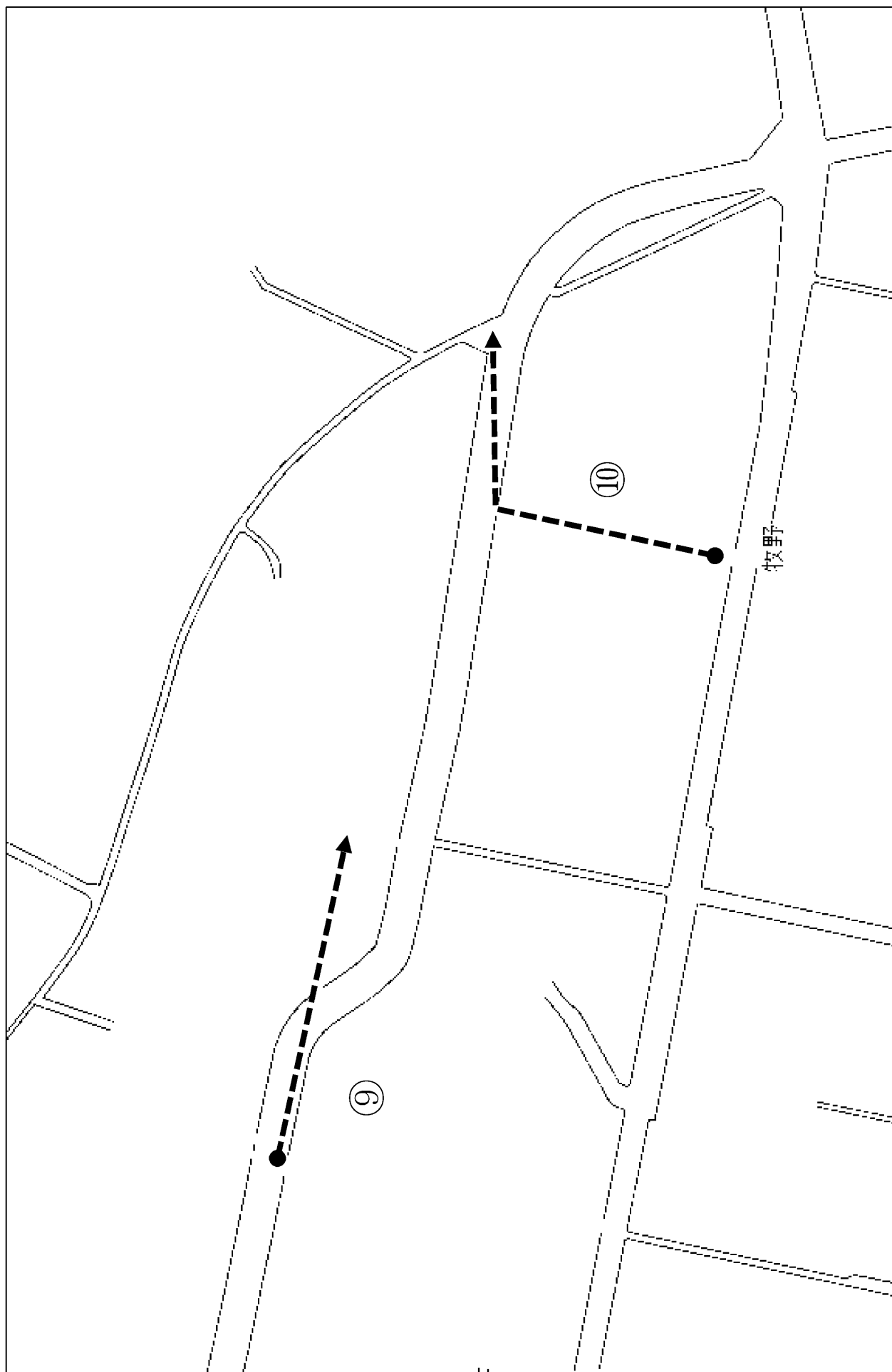
廃止道路 ④新池168号線





廃止道路 ⑥今 3 5 号線 ⑦牧野 2 1 3 号線 ⑧牧野 7 6 号線





議第 3 2 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 8 年 3 月 2 日提出

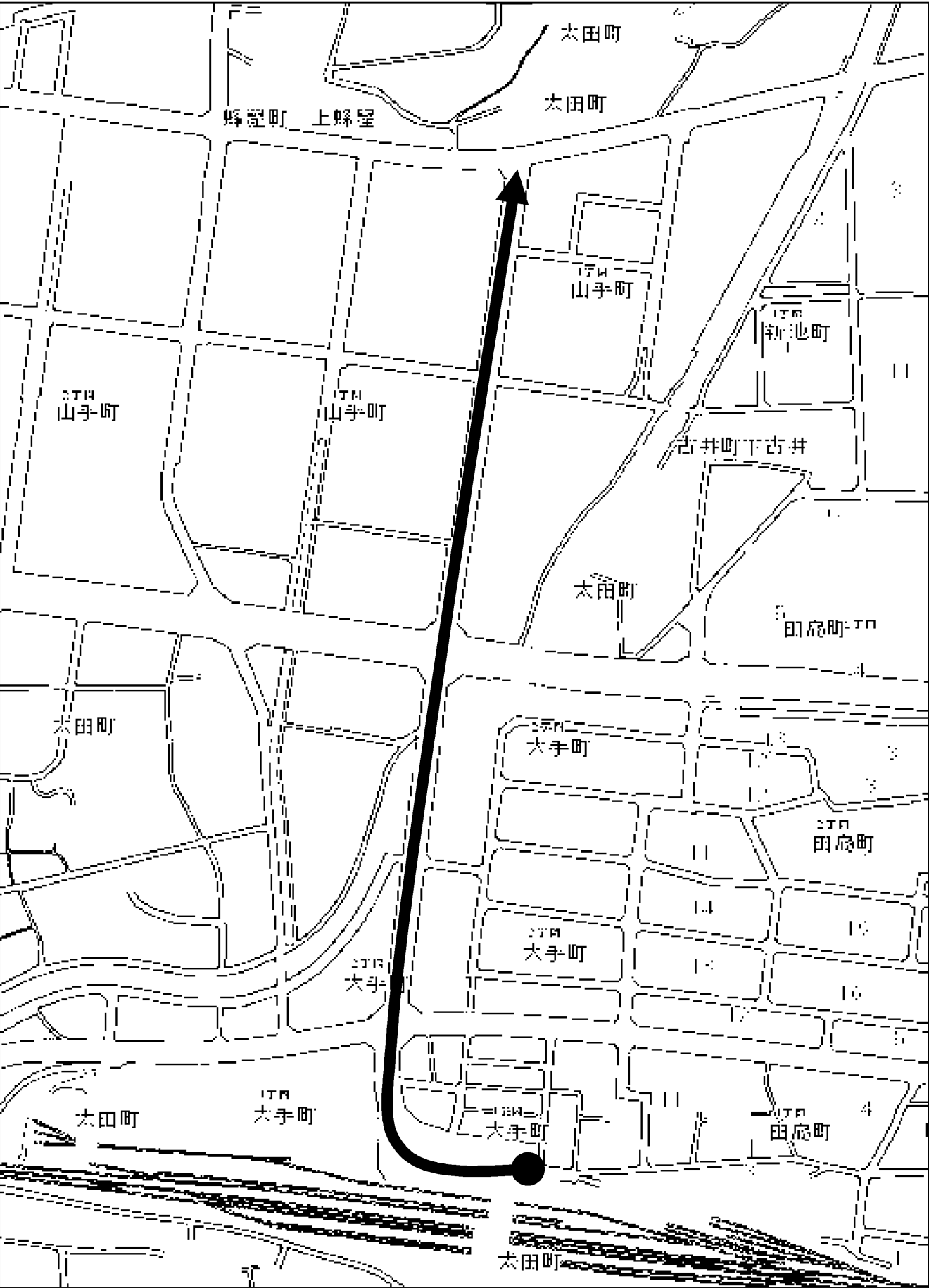
美濃加茂市長 藤 井 浩 人

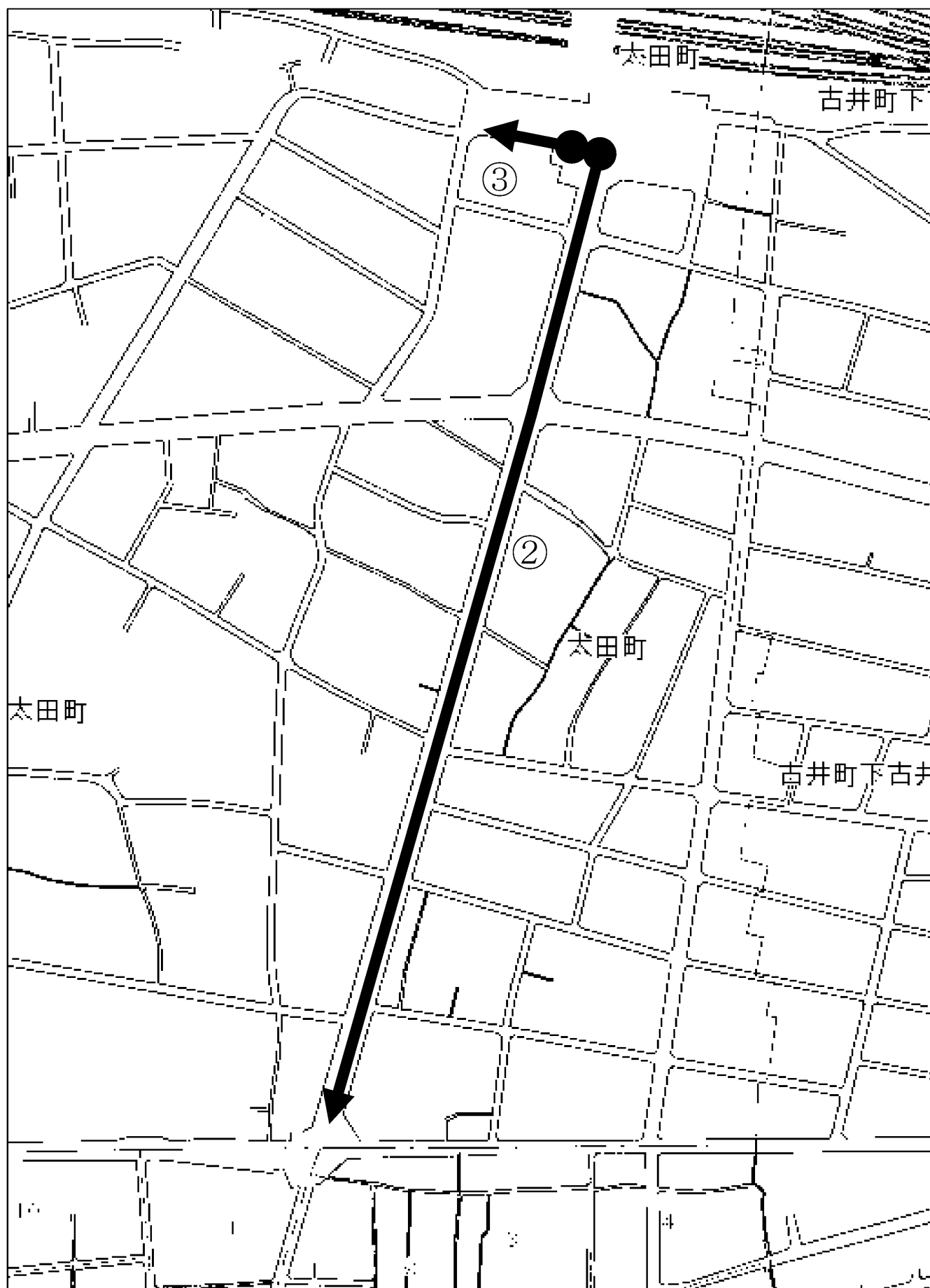
記

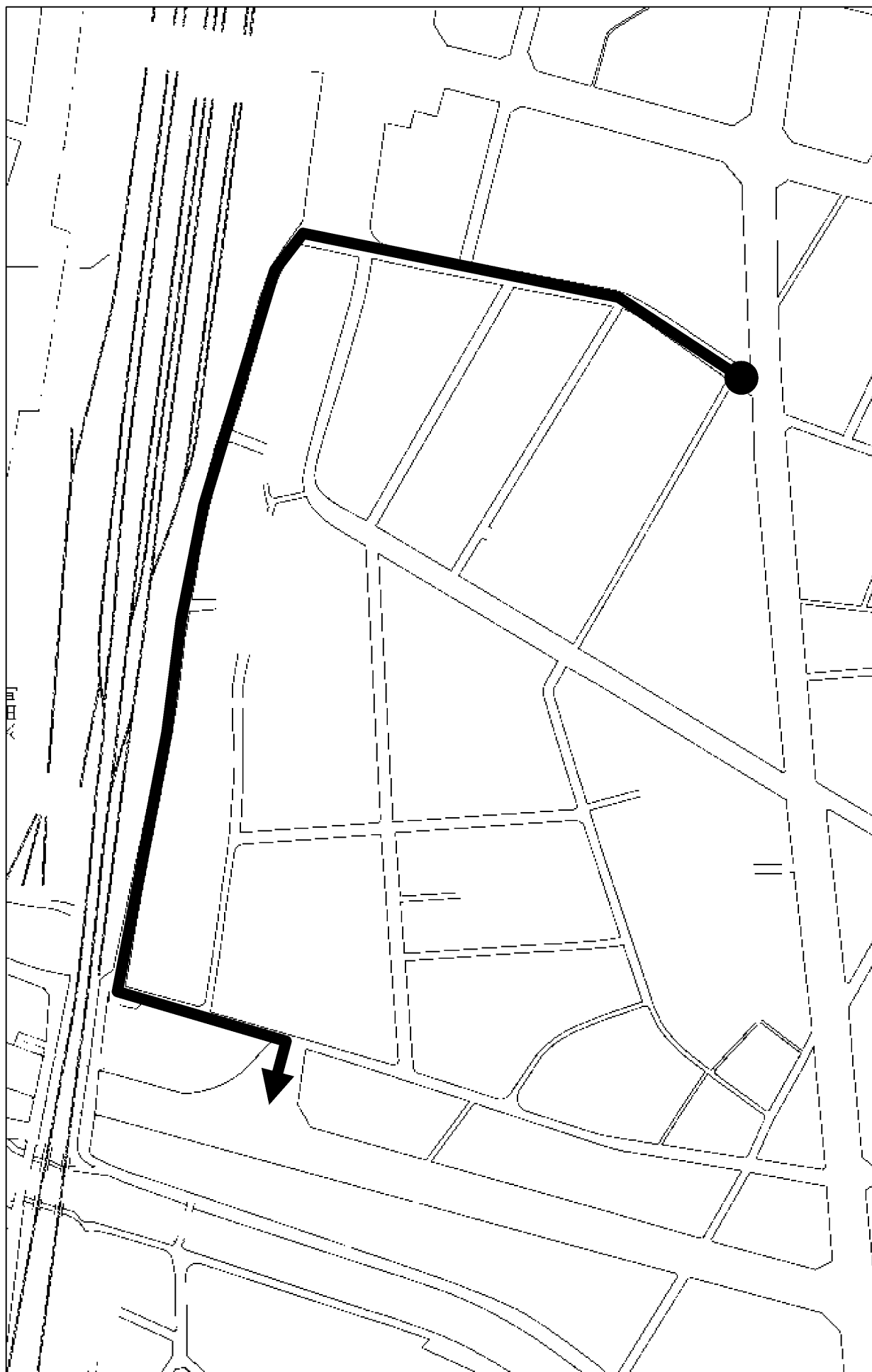
番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	美濃太田駅 山手線	美濃加茂市太田町字立石 2 4 4 5 番 1 2 地先	
		美濃加茂市山手町一丁目 3 5 番 1 地先	
2	美濃太田駅 南線	美濃加茂市太田町字後田 2 5 6 5 番 1 地先	
		美濃加茂市太田町字城房 3 6 0 5 番 1 地先	
3	太田 5 0 8 号線	美濃加茂市太田町字後田 2 5 7 0 番 1 地先	
		美濃加茂市太田町字後田 1 7 4 0 番 1 地先	
4	新屋敷巾前 線	美濃加茂市太田町字新屋敷 1 8 5 6 番 1 地先	
		美濃加茂市太田町字巾前 1 8 0 7 番 2 地先	
5	太田 5 0 9 号線	美濃加茂市太田町字井口 2 3 0 7 番 1 8 地先	
		美濃加茂市加茂川町三丁目字菩提 3 1 8 5 番 1 地先	
6	田島 6 7 4 号線	美濃加茂市田島町二丁目字河渡 3 2 7 6 番 1 地先	
		美濃加茂市田島町二丁目字坂下 3 2 1 0 番 2 地先	
7	田島 6 7 5 号線	美濃加茂市田島町三丁目字平手 2 0 4 3 番 7 地先	
		美濃加茂市田島町三丁目字平手 2 0 4 3 番 7 地先	
8	本郷 6 7 6 号線	美濃加茂市本郷町七丁目 1 5 4 番 2 地先	
		美濃加茂市本郷町七丁目 1 5 4 番 1 0 地先	
9	川合 6 7 7 号線	美濃加茂市川合町一丁目 1 5 番 5 地先	
		美濃加茂市川合町一丁目 1 5 番 9 地先	
10	本郷 6 7 8 号線	美濃加茂市本郷町七丁目 1 7 番 1 地先	
		美濃加茂市本郷町七丁目 1 8 番 1 地先	
11	金谷 3 6 1 号線	美濃加茂市山之上町字重峯 3 2 0 6 番 2 地先	
		美濃加茂市山之上町字柳ノ洞 5 7 9 2 番地先	

12	鷹之巣 4 6 2 号線	美濃加茂市加茂野町鷹之巣字中落 1 4 2 5 番 7 地先	
		美濃加茂市加茂野町鷹之巣字中落 1 4 2 5 番 4 地先	
13	鷹之巣 4 6 3 号線	美濃加茂市加茂野町鷹之巣字中落 1 4 5 0 番 1 地先	
		美濃加茂市加茂野町鷹之巣字中落 1 4 5 0 番 3 地先	
14	牧野下米田 線	美濃加茂市牧野字宮岩 2 6 7 7 番 2 地先	
		美濃加茂市下米田町今字上野 7 4 1 番 1 地先	
15	牧野 2 1 5 号線	美濃加茂市牧野字宮岩 2 7 1 4 番 1 地先	
		美濃加茂市牧野字宮岩 2 7 0 7 番地先	
16	牧野 2 1 6 号線	美濃加茂市牧野字宮岩 2 6 9 3 番 1 地先	
		美濃加茂市牧野字宮岩 2 6 8 8 番 1 地先	

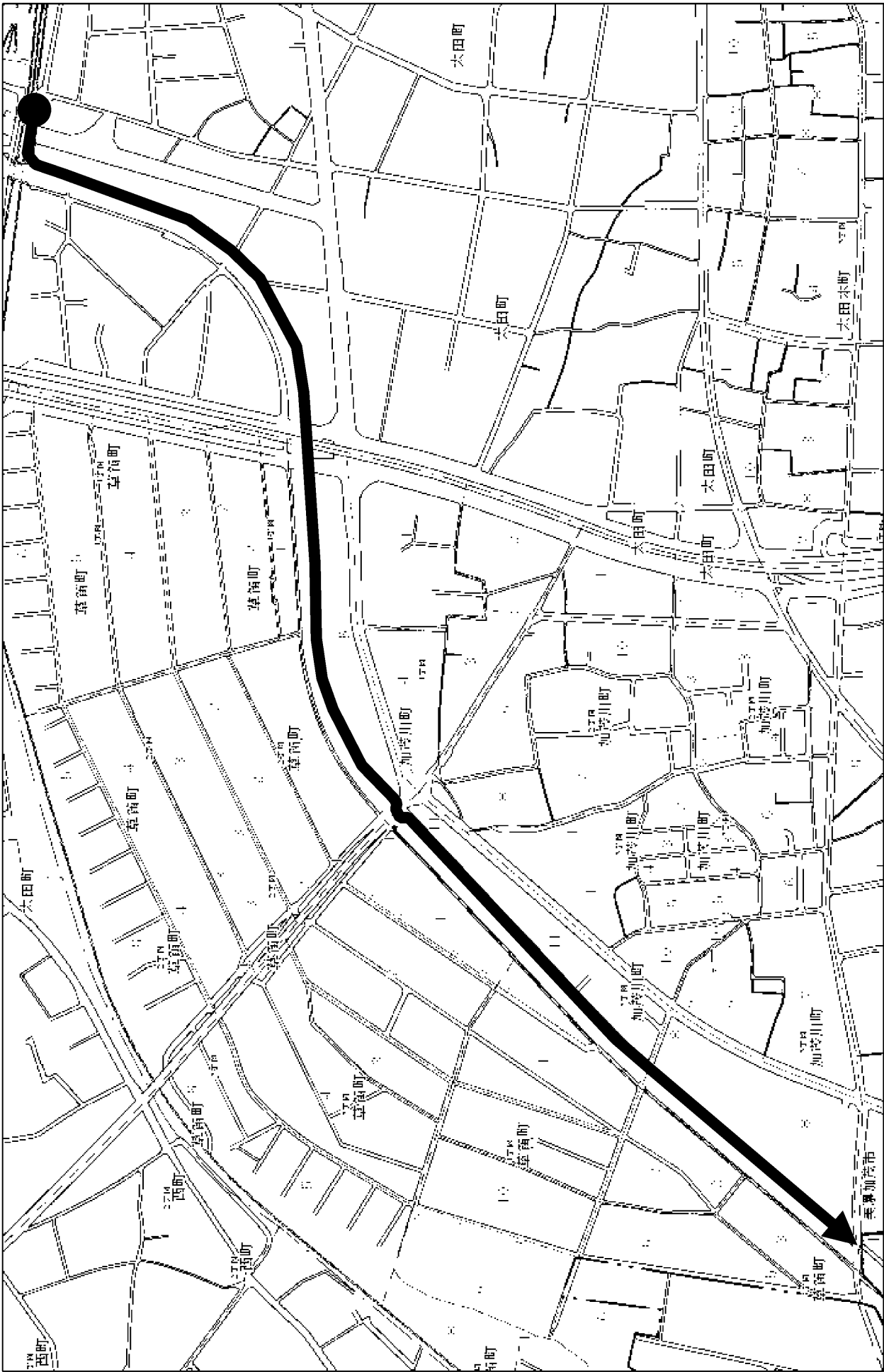
新規認定路線 ①美濃太田駅山手線

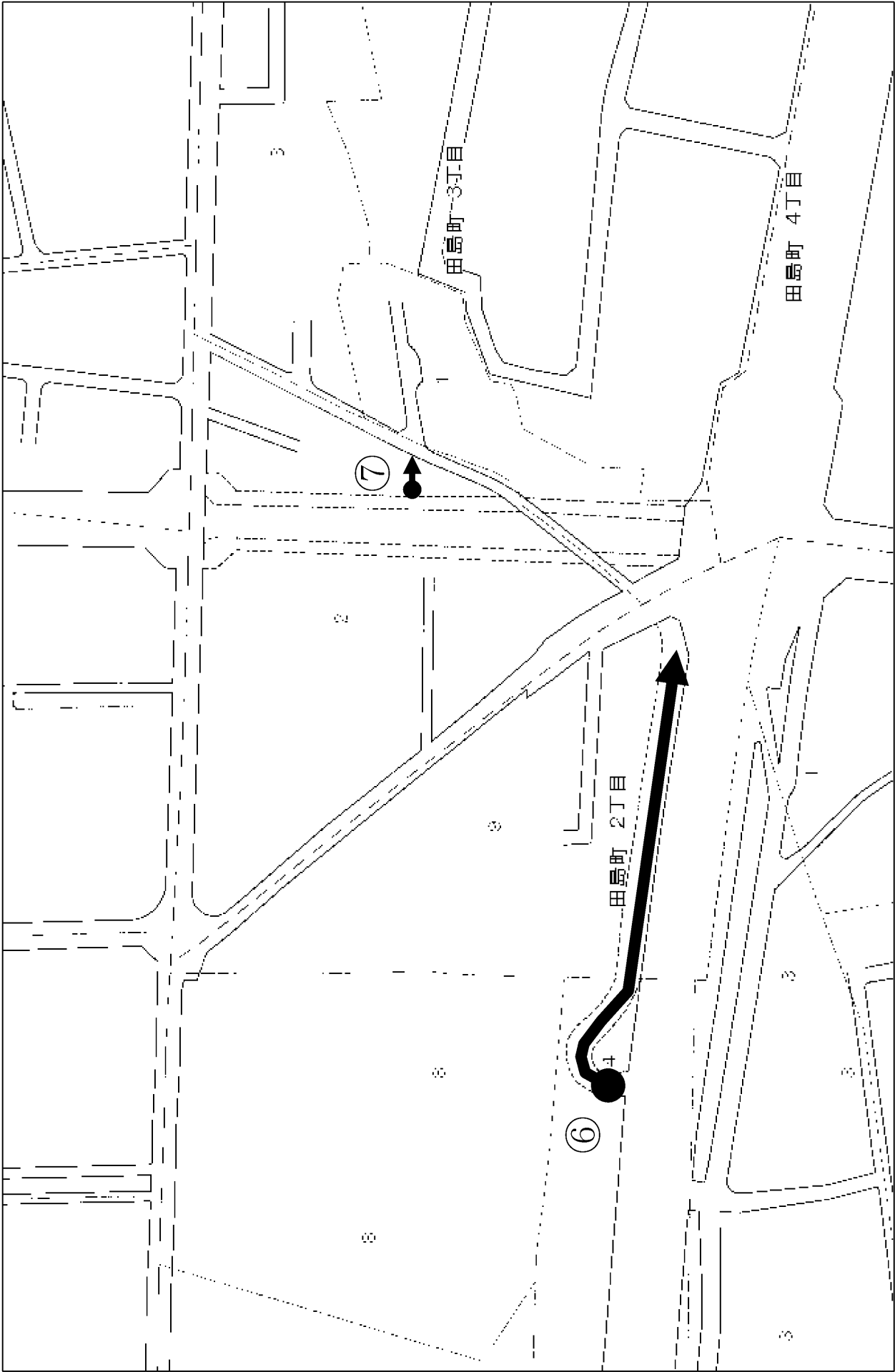




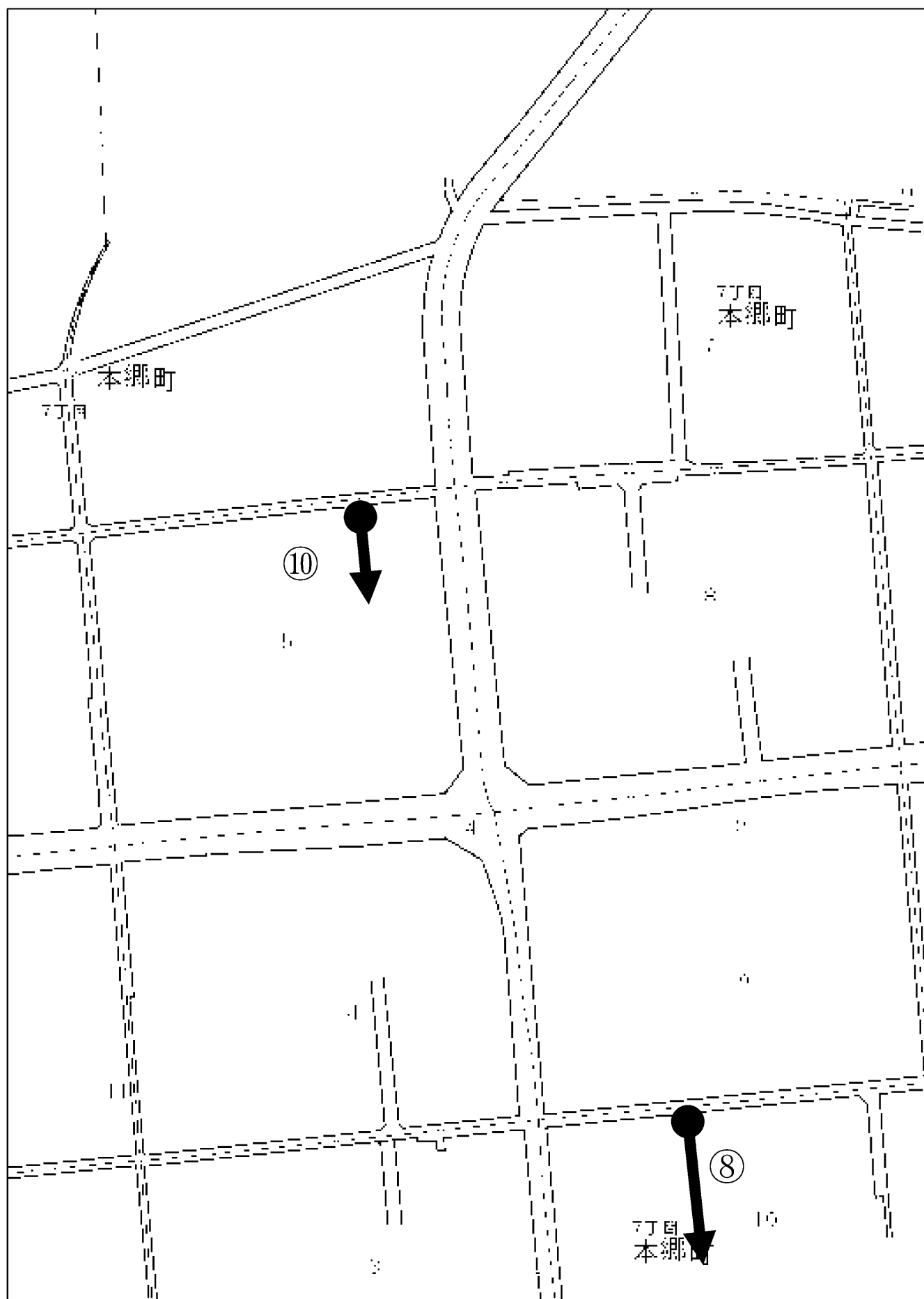


新規認定路線 ⑤太田509号線





新規認定路線 ⑧本郷676号線 ⑩本郷678号線



目

川合町1丁目

13

12

11

10

9

8

7

6

5

4

3

2

1

野笹町2丁目

川合町1丁目

15

14

13

12

11

10

9

8

7

6

5

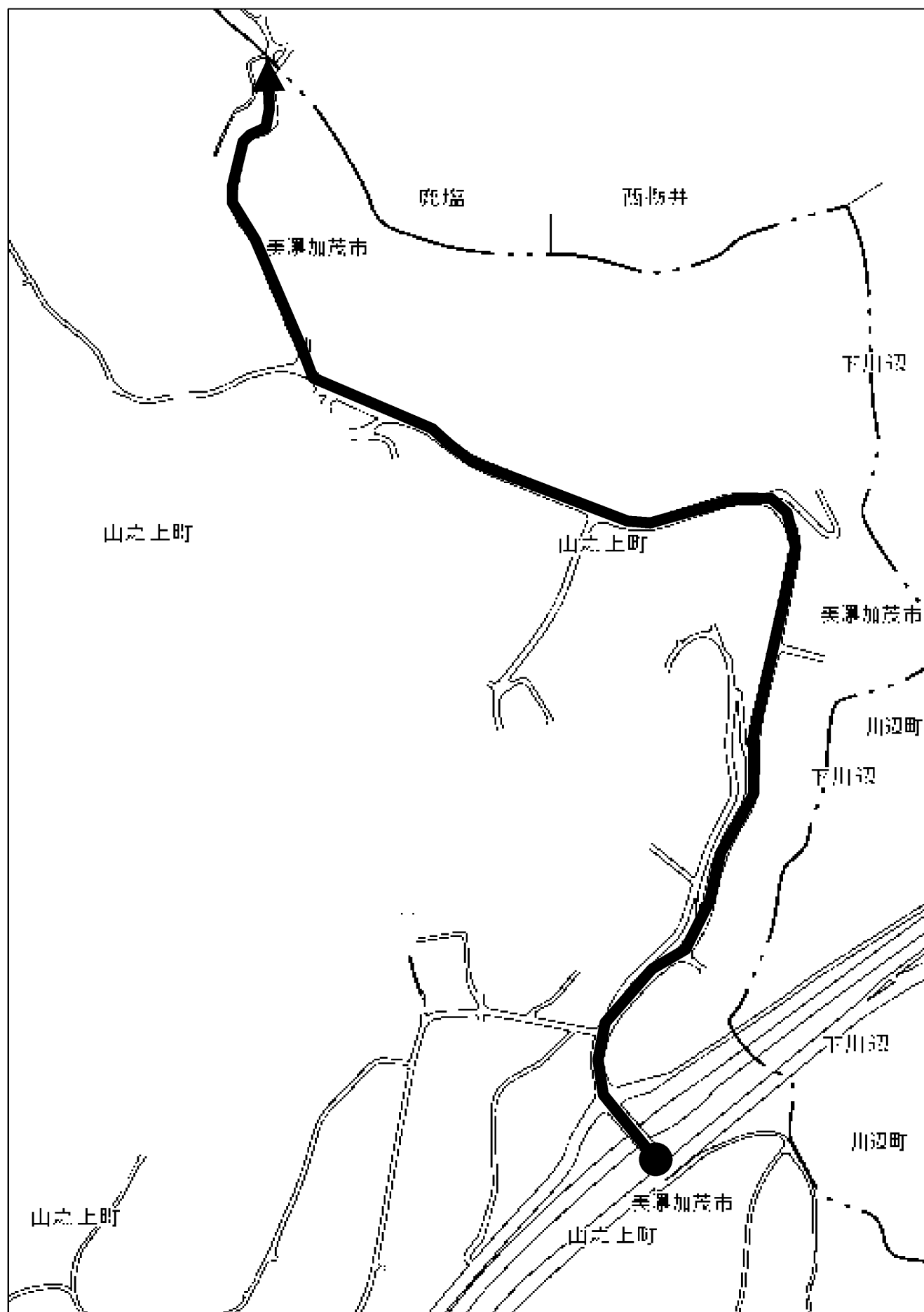
4

3

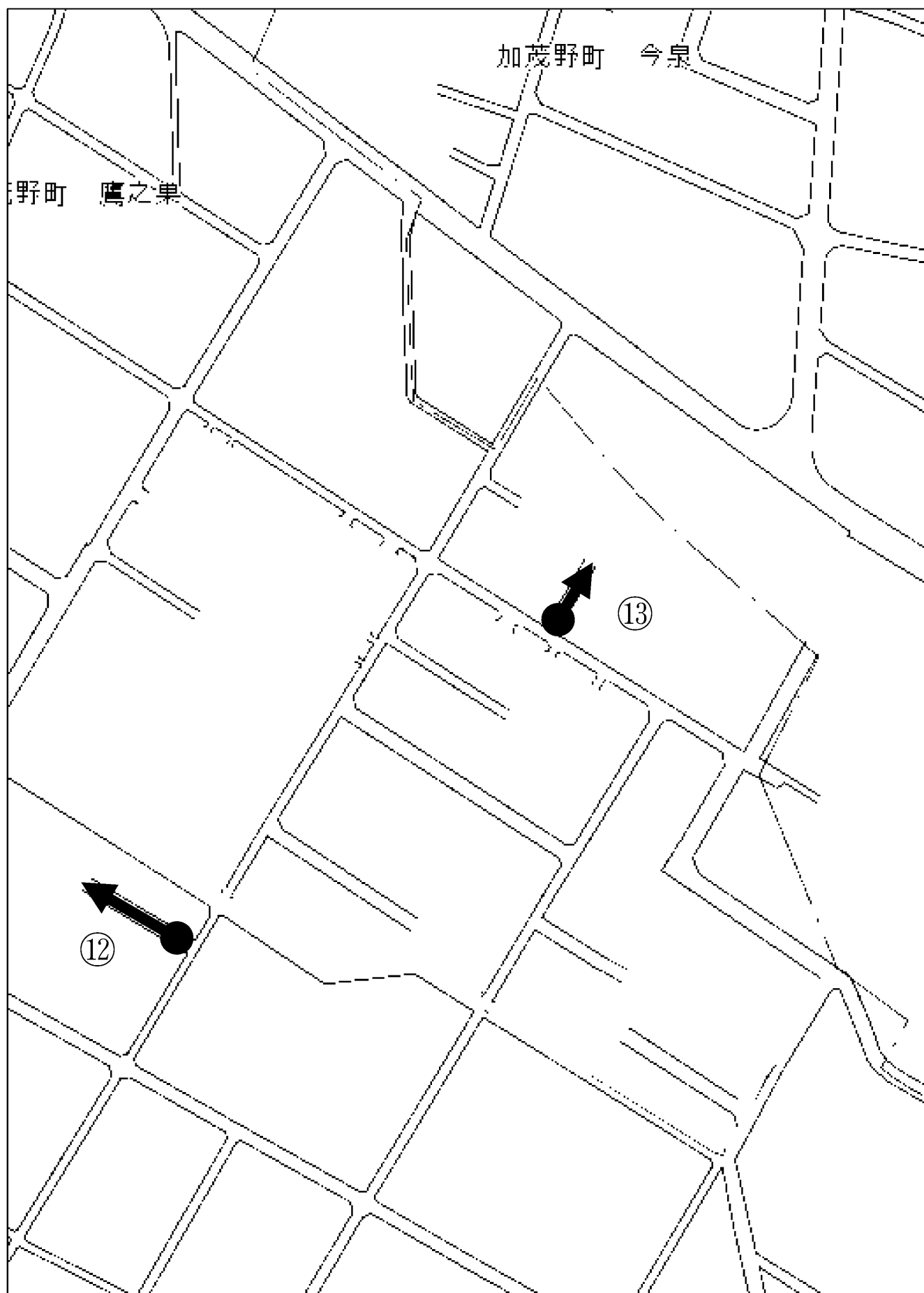
2

1

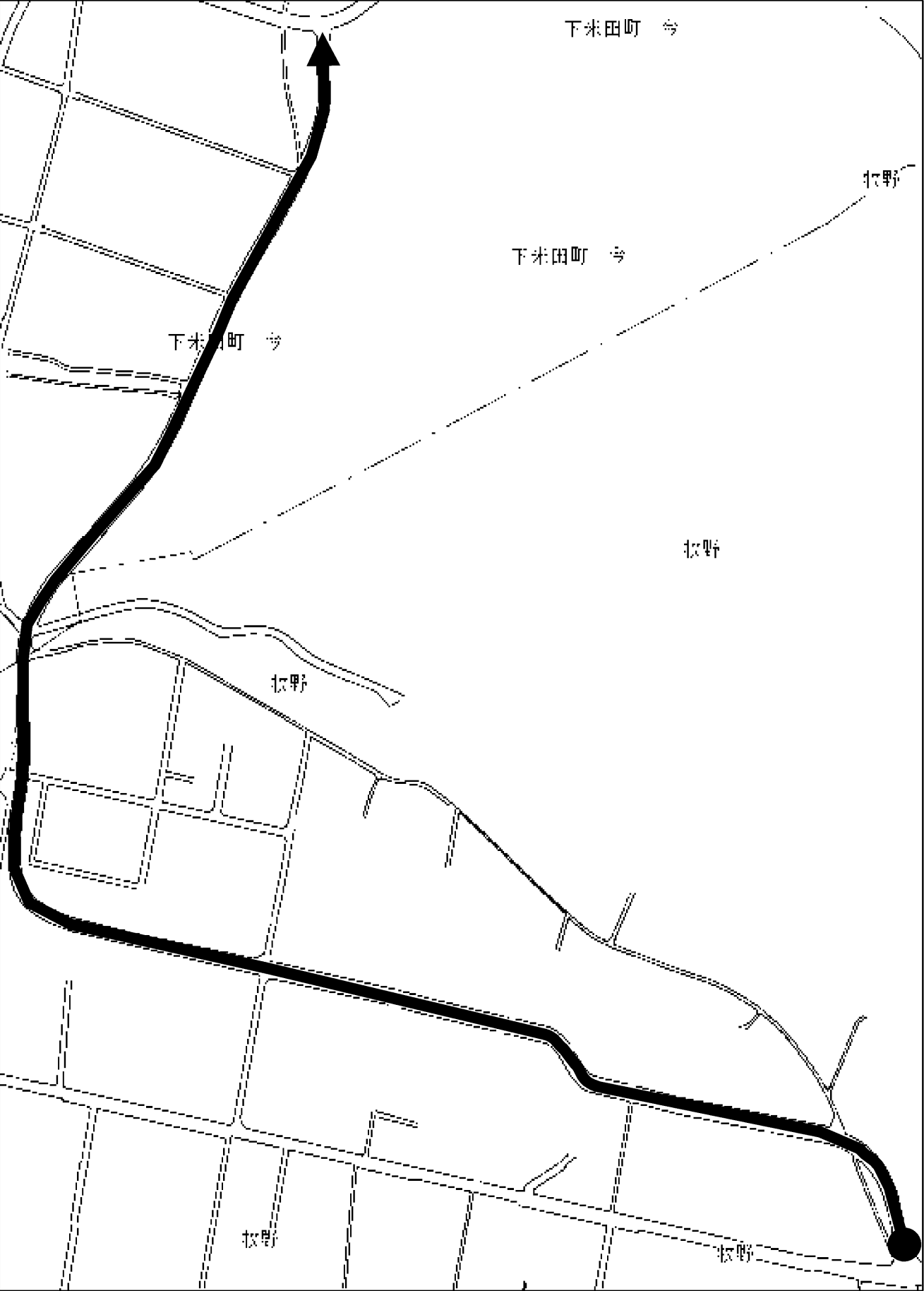
新規認定路線 ⑪金谷361号線

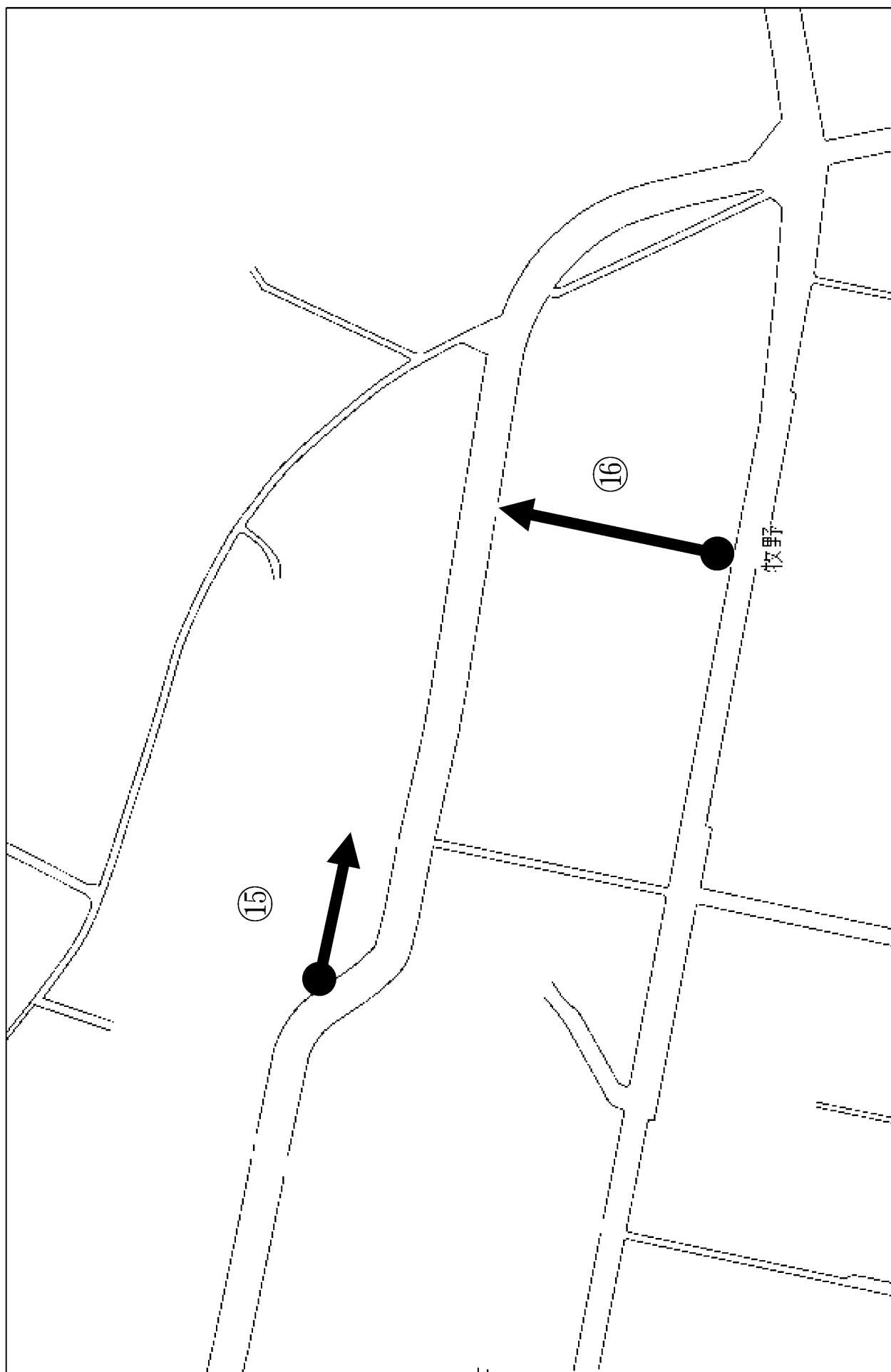


新規認定路線 ⑫鷹之巣462号線 ⑬鷹之巣463号線



新規認定路線 ⑭牧野下米田線





議第 33 号

美濃加茂市古井財産区管理委員の選任について

美濃加茂市古井財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区
管理会条例（平成 23 年美濃加茂市条例第 14 号）第 3 条第 1 項の規定により、議
会の同意を求める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所	氏 名	生年月日
	長江 亮	
	小瀬木 清彦	
	森田 辰吉	
	大梅 義昭	
	櫻井 英幸	
	堀部 達郎	
	小藤 省司	

議第 3 4 号

美濃加茂市山之上財産区管理委員の選任について

美濃加茂市山之上財産区管理委員に下記の者を選任したいから、美濃加茂市財産区管理会条例（平成 2 3 年美濃加茂市条例第 1 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 2 8 年 3 月 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所	氏 名	生年月日
	岡田 公民	
	中嶋 博司	
	小池 和昭	
	酒向 靖	
	井戸 和也	
	福田 正彦	
	片桐 克己	

